

## 第2のテーマ 高松市の生き物に関連する政策（主として動物を対象とする）

### 第1節 外部監査の概要

#### 1 外部監査の種類

地方自治法252条の37第1項及び第2項に基づく包括外部監査

#### 2 選定した特定の事件（監査音テーマ）

高松市の生き物に関連する政策（主として動物を対象とする）

#### 3 事件（監査のテーマ）を選定した理由

犬の殺処分率について、香川県が8年連続でワースト1を記録したと報道された。昨年度には、動物愛護センターも開設された。この施設については、市も建設費の2分の1を負担し、県とともに運営にあたりとされている。

一方で、イノシシなどの野生動物による農作物被害も多く、街中にも出没する例も見られ、市民生活を脅かすものとなっている。

動物という括りで見ても、市の施策は多様であり、また、それに対する市民の価値観も多様である。それぞれ市民生活に関連するものであり、市は法令等に沿った対応を求められる。

#### 4 外部監査の方法

##### （1） 監査の視点

- ① 高松市と他都市を比べ、特徴的な事項はないか。また、県の中で、高松市の占める位置はどのようなものか。
- ② 動物に関する事務は、計画や目的、法令等に沿って実施されているか。また実施できる体制となっているか。
- ③ 事務は経済的に実施されているか。
- ④ 公平性を保って事務が行われているか。
- ⑤ 他部署と連携可能な部分はないか。

##### （2） 主な監査手続き

- ・ヒアリング
- ・関係書類の閲覧・照合
- ・関連法規・条例等との整合性チェック
- ・抜き取りテスト
- ・分析
- ・現物との照合、視察

## 5 外部監査の実施期間及び対象

平成31年4月1日から令和2年2月13日まで。

令和元年度の現状検討を基本としているが、数値等については、主として平成30年度の市の財政収支について検討している。

## 6 外部監査人・補助者

包括外部監査人 石川 千晶（公認会計士）

補助者 荒岡 杉（獣医師） 勝丸 充啓（弁護士）

國方 也実 屋嶋 葵 丸尾 由衣

## 7 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

## 8 指摘事項の記載方法

合規性に問題があるもの、手続き上の不備・誤謬、政策目的から著しく乖離した業務実施等について、監査の結果として記載し、経済性・効率性・有効性の観点から課題のあるもの、また市民間の公平性に課題のあるもの、市の政策目的実施のために実施方法に改善が望まれるものなどについては意見として記載することとした。

## 9 その他

・当報告書上の団体・法人・個人名等の記載方法、掲載の可否については、高松市情報公開条例及び高松市個人情報保護条例に従って判断している。

・当報告書上に掲載したデータについては、可能な限り出所を記載しているが、高松市から入手した資料については、出所を記載していないものがある。

・数値については、単位未満を切り捨てて表示している表があり、表の合計欄の数値と、表の数値の合計は必ずしも一致しない。

## 第2節 監査対象の検討

### 1 概要

#### (1) 類型

動物に関する政策は、次の5つの類型に分けて分析されることが多い。

日本では、人とのかかわり方の違いなどから、例えば、家畜であれば、産業動物として、食品衛生の面からの管理を行い、野生動物であれば、種の維持や、増えすぎた種についての駆除などの管理を行い、愛玩動物であれば、動物愛護の精神に基づき、流通過程から管理するなど、目的等に応じて、動物に関する政策が、分けて考えられているためである。

各種法規は、このような異なる視点から構築されており、監督省庁も異なる。

高松市では、このうち、愛玩動物、家畜、野生動物、展示動物に関する事務を行っている。

(表1 動物類型別の法令、所管など)

種類	概要	主な法令	国担当省	市担当部署
愛玩動物	犬・猫など家庭で飼われている動物	動物の愛護及び管理に関する法律、狂犬病予防法、	環境省	生活衛生課
産業動物 (家畜)	牛・豚・鶏など食用の動物	家畜伝染病予防法、牛海綿状脳症対策特別措置法	農林水産省	農林水産課
野生動物	イノシシ、シカ、サル、野鳥など自然に生息している動物	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律など	環境省(対策は農林水産省も)	農林水産課
外来生物	日本固有種ではなく、食糧難対策などで輸入されたものが野生化したもの	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律	環境省	(農産物被害)
実験動物	研究施設で実験に使われる動物	動物の愛護及び管理に関する法律	-	該当なし
展示動物	動物園・猫カフェなどで展示される動物	動物の愛護及び管理に関する法律・博物館法・特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律	-	生活衛生課

#### (2) 動物法

青木人志氏著、「日本の動物法」によると、動物を保護するという考え方は、19世紀のヨーロッパで発達したとのことである。個体としての動物を、不必要な苦痛から保護する、という発想であり、進化論を受け入れることで、動物と人間の連続性が認識されたことで、

動物の苦痛に対する感受性が高まった、と説明する歴史学者についても記載されている。

ヨーロッパの中でも、イギリスで先進的に制定されたとのことであるが、さらに2006年には、包括的な動物保護立法とされる動物福祉法が成立している。

一方、日本では、昭和23年に、軽犯罪法に動物虐待罪が設けられていたものの、動物、特に犬猫に対する日本での虐待の風習が英国などで、文化国家ではないという批判にまで発展したことから、外圧を受ける形で、動物の保護及び管理に関する法律が昭和48年に成立した。

その後、日本でも、動物福祉の考え方が支持を受けるようになり、平成11年に動物の愛護及び管理に関する法律（これ以降「動物愛護法」と記す。）として全面改正された。

（ここまで、同著より監査人が抜粋。）

最近では、平成24年に大きく改正され、順次施行されている。動物愛護法は、家畜も対象としているが、主として愛玩動物に関して定めたものである。

後に記すように、家畜は産業動物とされ、動物福祉よりも生産性を重視した環境整備が行われている。一生を立ったまま「妊娠ストール」で過ごす豚、狭いスペースにぎゅうぎゅうに詰め込まれて、卵を産み続ける鶏など、犬猫の虐待以上にショッキングな画像も、一般的には知られていない。アニマルウエルフェアという言葉の認知度も、日本では1割程度とされており、対応する法規や規制もない。

香川県で行われている、一般的な飼育方法で育った肉や産まれた卵は、西欧諸国の動物福祉基準をクリアしないため、これらの国には輸出できないとのことである。また、香川県で、動物福祉基準に沿って育てた牛や豚の肉を輸出するためには、他県のと畜場まで連れて行ってと畜する必要がある。2020年の東京オリンピックを契機に、動物福祉の視点からの飼育基準を充たす国内畜産製品の供給が課題とされているが、現状では、一般的な認知度は低い状況である。

## 2 愛玩動物

### (1) 概要

#### 1) 動物愛護法

日本でも、古くから犬猫は家庭で飼養されていたが、香川県動物愛後管理推進計画によると、平成25年6月に実施した調査で、県世帯の37.1%が何らかの動物を飼養しており、また、その69%は犬、33%は猫であるとのことである。

また、2016年の犬飼養登録の数は、人口当たりで香川県が日本一になっている。

#### 都道府県別統計とランキングで見る県民性ホームページより

犬登録頭数(飼育頭数)の全国平均は人口100人あたり5.14頭。登録頭数が最も多いのは香川県で人口100人あたり7.23頭(偏差値74.7)。2位は三重県で7.14頭。3位以下は岐阜県(6.45頭)、高知県(6.35頭)、群馬県(6.20頭)の順。一方、最も登録頭数が少ないのは東京都で人口100人あたり3.81頭(偏差値31.1)。これに秋田県(3.85頭)、山形県(3.86頭)、福井県(4.17頭)、鳥取県(4.29頭)と続いている。

そのほかにも、ペットショップに行けば、ハムスターやフェレット、小鳥や亀など、さまざまな動物を見ることができる。

動物愛護法は、これらの人の管理下にある動物を適正に飼養することを求めるもので、人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的としている。

同法の対象は広範であり、飼い主だけではなく、ブリーダーやペットショップなどのペット関連事業者にも、動物の健康や安全に配慮した一定の基準を充たして営業すること、また終生飼養を求めている。

動物愛護活動の観点から、十分ではないと指摘されている点もあるが、先に記した平成24年の動物愛護法改正により、大きく変わった点としては次のようなものがある。

- ・業者にも、終生飼養や適正飼養を義務化した
- ・自治体が引き取った犬又は猫を、返還及び譲渡に関して努力する義務を課した
- ・子犬、子猫の譲渡(販売)は、一定日数を親と過ごしたのちに行われるが、その日数を長くした。

→日本では、可愛い小さいものが売れるため、早くに親から引き離されていたが、その場合、大きくなってから、問題行動を起こすことが多く、遺棄や引取りにつながっていた。

また、従来から、犬猫などペットを捨てること(遺棄)は犯罪であるとされている。

#### 2) 狂犬病予防法

このほか、犬については、高い確率で死に至る狂犬病を媒介することから、狂犬病予防法が制定されている。この法律は、昭和25年に施行されたもので、昭和33年以来、日本では発症していないが、この法律に基づき、犬を飼う者は、登録したうえで、毎年1回の予防

注射を受けさせ、登録を証する鑑札票と注射済票を犬に着ける。自治体は、これを着けていない犬を捕獲し、抑留しなければならず、所有者の知れない犬は、一定の条件のもとで処分することができる。

この法律に基づき、犬については、市役所担当部署で捕獲も行うが、猫は市が保護することはあっても捕獲することはない。

### 3) 殺処分

#### ① 殺処分の現状

香川県は、犬の殺処分率が全国でもっとも高い県として、さかんに報道されている。

環境省から公表されている、犬と猫の引き取り数とその後の顛末に関する平成29年度の公表データを見ると、香川県では、犬の殺処分率が高いだけでなく、殺処分数が多く、全国で殺処分された犬の20.2%を占めている。猫については、殺処分率は、全国よりやや高いものの、引き取り数、殺処分数ともに、全国に占める比率は小さい。

(表2 平成29年度犬・猫の引取数等)

(単位：頭、%)

	犬				猫			
	引取	返還・譲渡	殺処分	殺処分率%	引取	返還・譲渡	殺処分	殺処分率%
全国①	38,511	29,955	8,362	21.7	62,137	26,967	34,854	56.1
香川②	2,428	711	1,687	69.5	994	397	590	59.4
高松③	413	186	219	53.0	421	153	261	62.0
②÷①%	6.3	2.4	20.2		1.6	1.5	1.7	
③÷②%	17.0	26.2	13.0		42.4	38.5	44.2	

出典：環境省統計資料 ※引取りは、負傷動物を含まない。②香川は③高松を含む数。

香川県内と比べると、高松市の比率は、犬については、引き取り数に占める譲渡の割合は県に比べ、やや高く、このため、殺処分率の53.0%も、香川県の69.5%と比べると低くなっているものの、全国の21.7パーセントから見ると、2倍以上になっている。

姫路以西の中核市の平成29年引取り数、殺処分数をグラフにすると、グラフ1のようになり、右上の高松市が突出している。犬の殺処分に関する取り組みは、継続して実施する必要がある。グラフ右下の、引取数は多いが、殺処分数は少ない中核市は、倉敷市と福山市であり、これは譲渡数が多いためである。この両市での譲渡の取り組みは参考になると思われる。

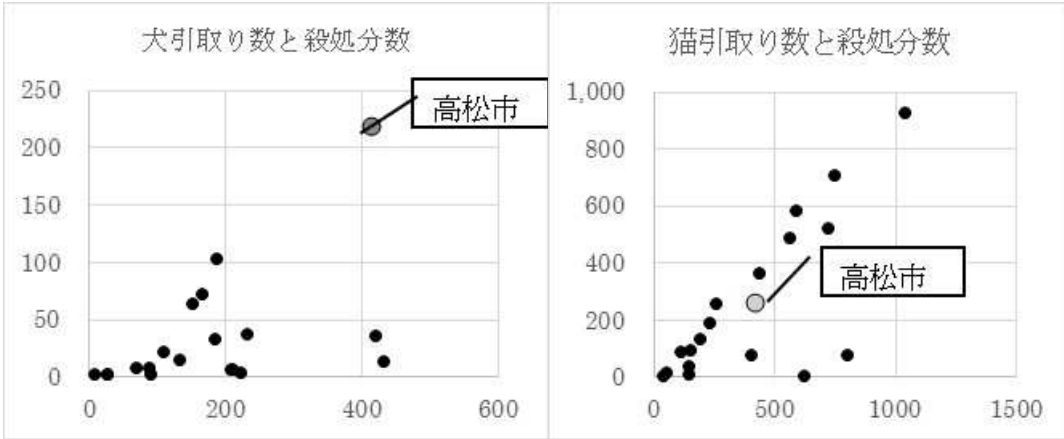
平成31年3月より、犬猫の譲渡事業は、新しく建設された動物愛護センターで、県と高松市の譲渡事業を一元化して実施している。高松市独自でも、譲渡が難しい犬猫の引取り数を少なくする政策は、継続して実施している。

一方、猫は、香川県の他の地域合計と高松市の合計には大きな差はなく、殺処分率も高い

ものの、グラフ2に示すように、姫路以西の中核市のなかでは、比較的低い位置にある。

(グラフ1)

(グラフ2)



出典：環境省統計資料 ※引取りは、負傷動物を含まない。

同じデータで、四国内の他県と比べると、殺処分率は香川県のほか、徳島県でも高いが、徳島県は、引取数自体が少ないため、殺処分数も少ない。

猫については、愛媛県の数が多く、殺処分率も高い。高知県は、殺処分率は高いが、引取数が少ないため、殺処分数も少ない。高知県ほどではないにしても、全ての県で猫の幼齢比率は極めて高く、親猫の避妊・去勢が課題であるといえる。

(表3 犬・猫の引取数等他県比較)

(単位：頭、%)

	犬				猫			
	引取	返還・譲渡	殺処分	殺処分率%	引取	返還・譲渡	殺処分	殺処分率%
香川県	2,428	711	1,687	69.5	994	397	590	59.4
うち幼齢	509	60	443	87.0	478	101	374	78.2
幼齢比率	21.0	8.4	26.3		48.1	25.4	63.4	
徳島県	982	420	608	61.9	290	59	215	74.1
うち幼齢	458	168	306	66.8	220	55	163	74.1
幼齢比率	46.6	40.0	50.3		75.9	93.2	75.8	
愛媛県	1,030	200	597	58.0	1,815	103	1,702	93.8
うち幼齢	469	333	332	70.8	1,313	80	1,228	93.5
幼齢比率	45.5	166.5	55.6		72.3	77.7	72.2	
高知県	279	223	36	12.9	715	14	700	97.9
うち幼齢	60	31	17	28.3	711	12	700	98.5
幼齢比率	21.5	13.9	47.2		99.4	85.7	100.0	

出典：環境省統計資料 ※引取りは、負傷動物を含まない。

同じデータで、四国内の県庁所在市と高松市を比較する。なお、徳島市は中核市ではないため、データが公表されていないことから、表に入っていない。

犬については、高知市の、猫については、松山市の引取数の少ないことが少ないことが目立つ。また、犬について、松山市の引取り数は、高松の半分程度の水準であるが、引取譲渡数が多く、殺処分数は極めて少ない。

これらの要因を分析し、参考にすべき施策がないかについて検討することが望まれる。

(表4 犬・猫の引取数等他市比較)

(単位：頭、%)

	犬				猫			
	引取	返還・譲渡	殺処分	殺処分率%	引取	返還・譲渡	殺処分	殺処分率%
高松市	413	186	219	53.0	421	153	261	62.0
うち幼齢	47	0	47	100.0	209	33	171	81.8
幼齢比率%	11.4	0.0	21.5		49.6	21.6	65.5	
松山市	211	208	6	2.8	52	49	13	25.0
うち幼齢	45	45	0	0.0	25	20	8	32.0
幼齢比率%	21.3	21.6	0.0		48.1	40.8	61.5	
高知市	69	59	8	11.6	261	5	255	97.7
うち幼齢	8	0	8	100.0	260	3	255	98.1
幼齢比率%	11.6	0.0	100.0		99.6	60.0	100.0	

出典：環境省統計資料 ※引取りは、負傷動物を含まない。

(意見) 高松市を取り出してみると、県全体とは異なる傾向を示しており、高松市の状況に合わせた高松市独自の施策についても検討することが望まれる。それにあたっては、引取り数や殺処分数の少ない他の自治体の要因を分析し、参考にすべき施策がないかについて検討することが望まれる。

## ② 推移

殺処分数の推移を見ると、犬については減少しているものの、全国の減少には追いついていない。殺処分率も、低くなってきてはいるが、全国に比べると高い比率である。

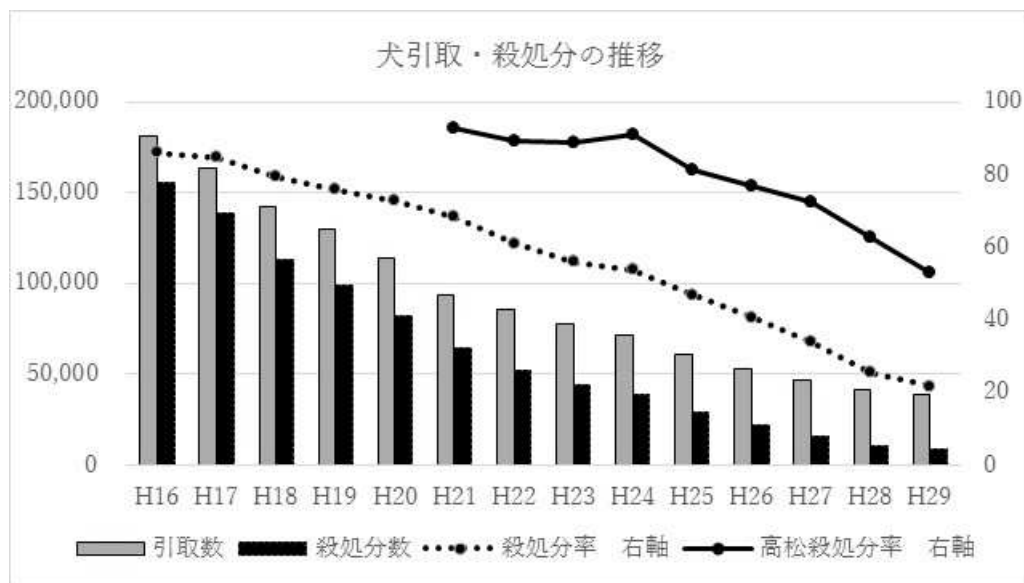
グラフ3は、全国の数値に、高松市の殺処分率を実線で加えたもの。グラフ4猫も同様。

(表5 高松市犬引取数等推移) (単位：頭、%)

	H26	H26	H27	H28	H29	H30
犬引き取り数	523	503	521	429	419	569
犬殺処分数	427	385	376	269	222	338
比率 %	81.6	76.5	72.2	62.7	53.0	59.4



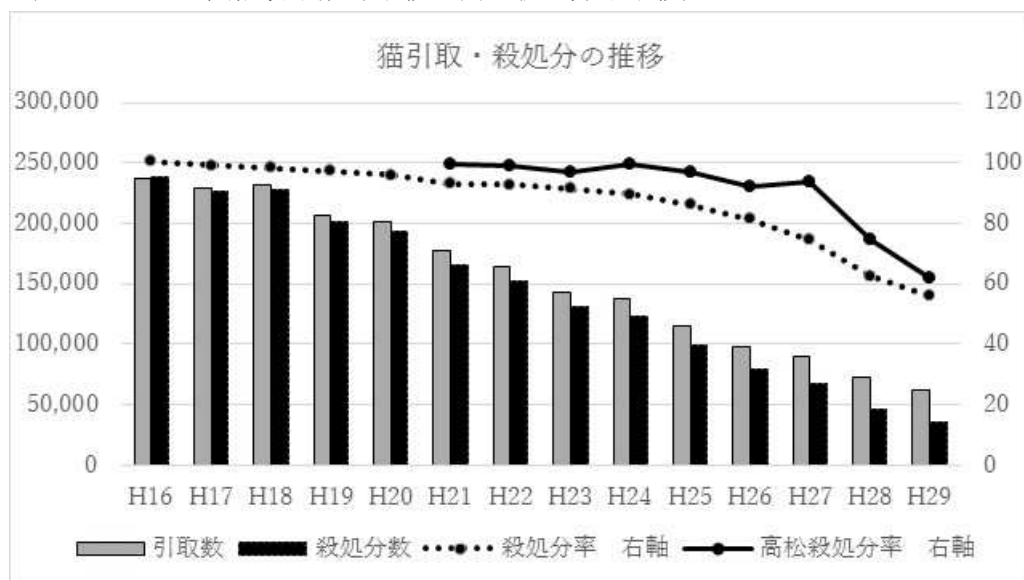
(グラフ3 全国犬引取数等推移 高松市殺処分率推移)



(表6 高松市猫引取数等推移) (単位：頭、%)

項目	H25	H26	H27	H28	H29	H30
猫引取数	626	687	559	489	471	409
猫殺処分数	609	634	524	374	307	280
比率%	97.3	92.3	93.7	76.5	65.2	68.5

(グラフ4 全国猫引取数等推移 高松殺処分率推移)



③ 方法

殺処分の方法として、多くの自治体では、炭酸ガスによる殺処分を行っている。そのほか、獣医師による安楽死注射によったり、麻酔後に殺処分を行う場合などがある。

高松市は、殺処分施設を持たないため、香川県の施設に持ち込んでおり、香川県は、炭酸ガスによる殺処分を行っている。

殺処分の方法としては、一般的な炭酸ガスであるが、動物に苦痛を与えるとして、下関市では、2009年に麻酔剤による殺処分施設を、日本で初めて設置したことが話題になった。

また、野生動物の項に記すイノシシ等については、動物愛護法の対象外になっている。

野生動物の捕獲は、農作物に被害が出るほか、人にも危害を加える場合もある。もともと野生動物については、常に生きるか死ぬかの闘いの中で生きており、人もその脅威にさらされることから、どのような殺し方をしているのか、について関心を持つ市民は少ない。

野良犬は、子供を追いかけたり、弱い犬や猫をかみ殺したり、生活に脅威を与えるものであるが、犬であることをもって、動物愛護法の対象とされている。

#### 4) 計画

##### ① 香川県動物愛護推進計画

香川県は、動物愛護法第6条に基づき、平成26年4月から10年間を計画期間として、香川県動物愛護管理推進計画を策定している。

この計画の中で、県は、次の三つを柱とし、具体的な施策を示すとともに、市町等との役割分担も明確にするとしている。

- ・動物の適正な飼養の推進
- ・動物愛護管理の共通した考え方の普及
- ・連携・協働による推進

市町の役割としては次のことが示されているが、このほか、高松市は中核市として、県とともにこの計画の実現に努めることとされている。

- ・地域に密着した苦情・相談対応
- ・飼い主指導
- ・普及啓発
- ・動物愛護推進員やボランティアに対する地域の取組みの支援
- ・災害時対応
- ・動物由来感染症対策等

また、犬猫の引取数の減少、譲渡数の増加、所有者明示実施率の増加について、数値目標も設定されているが、県全体の目標である。

##### ② 実施計画

前に記した計画に基づき、年度ごとに実施計画を策定することとされている。

毎年、計画に沿って、重点テーマを定めて策定されている。重点テーマは、平成30年度は、新設される「動物愛護センターを中心とした取組みの構築」であり、平成31年度は、「動物愛護センターを中心とした取組みの普及」、及び、「所有明示の普及」である。

#### 5) 懇談会

##### ① 香川県動物愛護推進懇談会

動物愛護法に基づき、香川県・高松市における動物愛護管理推進に関する施策等に関する協議を行うために設置された懇談会であり、高松市職員も出席している。

平成30年度の開催について、年に2回開催されているが、議事録は作成されていないとのものであり、会議資料を閲覧したところ、計画の実施状況、実施計画、新設される動物愛護センターの運営指針等が議題とされていた。

## ② 香川県動物愛護推進連絡会

前に記した県の動物愛護推進計画には、動物愛護及び管理に関する事業を総合的に推進することを目的として、関係各部署が効果的な対策を検討する連絡会の設置要綱が掲載されていると記載されているが、平成28年に、事務事業の簡素化・効率化の観点から廃止されている。

## 6) 担当部署及び関連部署

高松市では、生活衛生課が事務を担当している。高松市は中核市であるので、香川県内の高松市以外の部分は、香川県が担当する。このため、前に記した計画でも、県と市は連携して業務にあたることとしている。

生活衛生課は、高松市保健所内で業務を行っている。

そのほか、市の部署では、消防局でも、動物の救助要請に対して、他に緊急の出動要請がなければ、市民サービスの一環として対応するとのことである。

また、農林水産課の行う野生動物捕獲のわなに犬がかかった場合、引取に行くこともある。

他の公共機関としては、動物の遺棄、虐待の疑いがある場合には警察に通報する場合もあり、警察からは落とし物として届けられた犬猫などを引き取ることもある。

## 7) 予算

(表7 市予算推移)

(単位：千円)

動物愛護関連予算推移 (千円)	H26	H27	H28	H29	H30	H31
歳入	50,785	50,685	51,085	50,922	50,769	50,225
狂犬病予防注射等手数料	49,466	49,466	49,466	49,507	49,409	48,817
動物使用許可等手数料	1,319	1,219	1,619	1,415	1,360	1,408
歳出	74,449	66,176	114,907	129,742	326,318	113,892
狂犬病予防事業費	64,280	57,347	60,934	62,111	62,925	65,324
飼い犬等管理指導費	8,169	8,729	8,623	8,291	9,017	7,429
動物愛護センター整備等事業費			45,350	59,340	254,376	41,139
その他	2,000	100	0	0	0	0

近年の歳出は、次に記す動物愛護センター建設負担金により増大している。(ただし、執行額は、予算を下回っている。)

開設後は、運営費の半額を負担するほか、職員も出向させている。

#### 8) 動物愛護センター

香川県での犬猫の殺処分率が高いことが報道で大きく取り上げられ、また動物愛護法も改正されたことなどから、県と市が整備した施設で、平成31年3月に開設されている。

この施設は、高松市東植田町に公渕公園に隣接して建設され、市の中心部からのアクセスには難があるが、敷地はゆったりとしており、ドッグランや講習室を備えている。

講習や譲渡会を開催しているほか、啓発活動なども行っている。公共交通機関では行きにくく、自家用車でも高松市の中心部から40分程度かかる場所に設置されている。

敷地面積：2,743.18㎡ 建物延面積：941.82㎡ 屋外施設：480.55㎡

主な設備 多目的ホール、情報コーナー、ふれあいルーム、医療施設、トリミングルーム、動物室：最大で犬60匹、猫30匹飼養可能

建設費：689,599千円 年間運営費概算：11,131千円（2カ月分）

ともに高松市は約半額負担のほか、出向者4名

同施設で令和元年9月に開催された「動物愛護フェスティバル」の様子



令和元年11月30日土曜日にも訪問したところ、イベント開催も講習会もない日であり、上の写真のような活気はなかったが、休日であることもあり、常に数人が訪れ、施設の見学をしたり、譲渡会の説明を聞いたりしていた。

## 9) 動物愛護推進員

動物愛護法の規定に基づく制度であり、2年を任期とし、次のような活動をする。

- ・動物の愛護及び適正な飼養等の普及啓発活動
- ・繁殖制限措置等に関する助言をすること。
- ・譲渡のあっせんその他の必要な支援をすること。
- ・市等が行う施策への協力。
- ・その他知事が認めるものとして災害時活動等

高松市では、平成30年上期の動物愛護推進員（これ以降、この項では「推進員」という）数は25名である。推進員は、半期ごとに活動計画及び活動結果を提出することとされているが、推進員ファイルを閲覧したところ、必ずしも提出はされていない。

また、高松市等の行う行事への出席人数も、2～8名であり、一度も出席せず、計画も提出していない推進員も見られるが、任期が終わって希望があれば再任する。

希望者が多数いれば、活動状況を見て再任しないことも考えられるが、現在のところ、30名程度の募集に対して応募者はそれを下回ることから、全員を推進員としている。

## 10) 一般ボランティア

高松市担当部署と、一般ボランティアの間では、一部事業について協働して実施しているほか、高松市で引取った犬猫をボランティア団体に譲渡している。

また、前に記した推進員のなかには、ボランティア活動をするものもいる。

犬猫の殺処分率の低い福山市のホームページを見ると、飼い主のいない猫との共生支援事業として、「地域猫」の避妊などを行うボランティアを募集している。（この事業は、市内の自治会すべてを対象として実施する計画のようである。）

高松市でも、予算制約のなか、地域ごとに、つながっていない犬の対策や、地域猫の避妊を行う活動を行うボランティアを募り、ローラー作戦を行うことができれば、犬猫の引取り数の減少につながる可能性がある。

現状では、予算制約の面でも、餌やりや捕獲妨害を信念とする市民の数を考えても、市主導での実現は困難であると思われるが、市の職員の人数や時間、忍耐力にも限界がある。

自治会の地区ごとなどに、犬猫に関する問題の状況を整理し、重点的に対応が必要な地域について、ボランティアの育成を計画的に実施することが望まれる。

他市の取り組みを参考に、自治会やPTAを担当する部署とも連携し、地域の方々に活動に参加してもらう方法を検討することが望まれる。

また、高松市では、継続して、企画を提出した団体には、45万円までの補助を行う共同企画提案事業を実施しているが、平成30年度は、「高松市から発信！飼い主マナーアップを目指して」という募集に対し、応募はゼロであった。

現在活動しているボランティア団体にどのようなニーズがあるのか、情報交換を行い、ボランティア活動の現況と課題についても、市担当部署で把握することが望まれる。また、市

の課題とすることについても、協力を求めることができないか、併せて協議することが望まれる。

## (2) 事務

### 1) 狂犬病予防接種

狂犬病予防法の規定により、犬を飼う者は、年に1度の狂犬病予防接種を受ける義務がある。また、最初に予防接種を受けた時に、登録されていない場合、登録し、鑑札を発行する。

市は、毎年春に集合注射を行っているが、それ以外のいつでも予防接種を受けられるように、獣医師会に注射及び登録を委託している。

平成30年度の実施状況は次の通りである。

(表8 平成30年度予防注射数等)

(単位：件)

予防注射			注射済票交付				
集合	個別	合計	集合	個別	市町交付	再交付	合計
3,068	11,643	14,711	3,068	11,643	667	16	15,394

注射済票交付数の推移は次の通りであり、高松市内犬の登録された飼養頭数はほぼこの程度の頭数であると思われる。

(表9 注射済票交付数推移)

(単位：件)

年度	H26	H27	H28	H29	H30
交付数	15,284	15,328	15,301	15,407	15,378

※再交付数は含まない。

委託単価は、毎年、見積もりにより決定するが、予防注射が2,300円、注射済票が330円であり、数カ月ごとに請求に基づき、支払っている。

平成30年12月から31年3月までの委託費について、実績報告に基づき請求され、支払われていることを確認した。

一方、飼養者が市に支払う手数料は、予防注射2,300円、注射済票交付550円、登録3,000円であり、獣医師会より実績報告の上、入金される。平成30年4月について、実績報告に基づき、市に入金されていることを確認した。

### 2) こう傷届

狂犬病予防法の規定により、犬に咬まれた場合には、保健所に届け出る必要がある。自分の家で飼養する犬に咬まれた場合にも、提出することが原則であるが、このこう傷届の近年の件数は、次の通りであり、実際に届出が行われることはまれであるといえる。

(表10 こう傷届数推移)

(単位：件)

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30
件数	12	11	13	9	23	14

平成30年度の届出を閲覧し、市の対応が適切であったことを確認した。

中には、「咬まれた」とも言えないような状況のものもあったが、届出があれば受理し、狂犬病の発生の恐れがないか、状況を聞き取りして記録するとのことである。

### 3) 負傷動物治療

市への保護依頼を受けて保護した動物が、負傷している場合で、市の職員では対応できない場合には、獣医師の治療を受ける。

この業務についても、獣医師会に委託している。年間の発生件数は6件であり、治療費は、1件あたり5,400円を上限とする契約であるため、支出額は多額ではない。

4月から6月に関する業務完了届を抽出し、治療依頼票、治療依頼簿と照合し、一致していることを確認した。

また、請求額が契約に沿っていることを確認した。

### 4) 動物取扱業者登録事務

動物愛護法に基づき、高松市内の動物取扱業を行う者は、登録する必要があり、市は登録事務として、監視指導を行っている。

登録数の推移は次のようになり、保管を行う事業者が増加していることがわかる。

(表11 動物取扱登録数の推移)

(単位：件、%)

年度	H26	H27	H28	H29	H30	H29 香川	高松比率%
登録数	187	200	201	206	212	564	36.5
販売	100	103	103	105	109	293	35.8
保管	70	81	78	83	86	211	39.3
訓練	9	9	9	9	9	25	36.0
展示	6	5	6	6	6	25	24.0
その他	2	2	5	3	2	10	30.0
監視件数	75	81	107	146	99	-	-

取扱業は、商業活動として行う第一種と、非営利の活動を行う第二種に区分される。行う事業により、第一種は、販売、保管、貸出し、訓練、展示、競りあわせん、譲受飼養に区分されている。一つの業者が異なる区分の業務を行う場合には、それぞれに登録申請する。

市は、申請書の内容が適当であることにつき、チェックリストを用いて確認し、申請書と

現場が整合していることについても、現場に行き、確認する。

第一種の登録料は、項目ごとに15,000円であり、5年ごとに更新するほか、犬猫販売業は、毎年事業報告を行う。

登録簿を閲覧し、登録情報が、登録順に管理されていることを確認した。

販売から3件、展示・保管・貸出し・訓練から1件ずつを抽出し、登録簿情報と一致していること、申請書・実施方法についての説明書・資格証明あるいは従事証明が添付されており、チェックリストにより内容が確認されたのちに、登録されていることを確認した。また、新規登録でないものについては、定期報告が行われていることを確認した。

申請日付と登録日に大きな離がなく、速やかに審査されていることを確認した。

#### 5) 捕獲箱貸出

犬について、自ら捕獲する市民に対しては、捕獲箱（アニマルキャッチャー）を貸し出している。

捕獲箱は、保健所の地下に保管されている。貸出は受付簿に設置、引取りの別を記載してファイルする。

受付簿を閲覧したところ、必要事項は記載され、ファイルされており、回収日付等詳細情報は、エクセルにより管理されている。

捕獲箱についての受付簿は、設置と引取を別々に記載する様式になっているので、設置したものをファイルし、そのうち引取ったものについて、引取時の受付票と合わせて終了ファイルに移す方法により、現在貸し出しているものについて、受付票からも把握可能な状況にすることが望ましい。

なお、捕獲箱については、市の保有するものについて、数を記録するなどの管理は行われていない。もともとが高価なものではないこと、地下室に保管されていることから、盗難の恐れもないことから、特に管理の必要は無いと判断されているものと思われる。

管理の手間を考えると妥当と思われる。

#### 6) 猫被害防止機器貸出

自宅に飼養していない猫による糞尿被蓋などにあう場合がある。相談者に対して、猫がよりつかない音を出す機器（ガーデンバリア）を無償で貸出すことがある。

貸出リストを閲覧したところ、回収について、必ずしも記載されていなかったが、貸出リストによる管理に代えて、貸出票をファイルし、回収されたものを抜き取り、最終的にファイルすることにより、貸出中のものわかるように管理している。

個別の機器に借用申請書を記載することで貸出を行っており、この申請書ファイルを閲覧し、3ヶ月以上の返却遅れはないことを確認した。

(意見) 物品の貸し出しを行う際には、手続上必要な書類と管理書類の間で、常に整合する



よう管理することが望まれる。

借用申請書について、捕獲箱と同様に、回収しているものと貸し出し中のものについて、別ファイルにする管理を行うことが望まれる。

機器は、番号を附して管理しているが、壊れて廃棄したなどにより、抜けている番号もあり、連番の最後の番号と稼働台数は一致しない。稼働台数はおおむね40台とのことである。

返却時に壊れていることもあるとのことであるが、故意に破壊したと思われるケースはなかったこともあり、弁償を求めないとのことである。

これについても、現物管理は十分とはいえないが、単価は、7～8千円とのことであり、高価なものではない。管理の手間を考えると妥当と思われる。

#### 7) 苦情相談対応

担当部署には、市民や他の行政機関から、動物に関する相談や依頼、苦情が寄せられ、件数が非常に多いことから、担当課の職員は多くの時間をその対応に費やしている。

平成29年度で、香川県全体の件数を比較すると、犬猫ともに、捕獲依頼が極めて少ない以外は、県全体の苦情、問合せの数に占める割合は高い。高松市では、香川県全体の平均よりも、細やかな対応を行っている可能性があるといえる。

(表12 犬関連苦情相談件数推移)

(単位：件、%)

年度	H26	H27	H28	H29	H30	H29 香川	高松比率%
犬 合計	772	966	1,000	1,133	988	3,407	33.3
保護等	270	366	300	403	410	1,786	22.6
行方不明等問合せ	286	342	445	468	338	953	49.1
放し飼い	42	41	41	48	40	143	33.6
鳴き声	43	50	42	51	31	100	51.0
糞尿汚染	25	22	23	17	29	34	50.0
その他	106	145	149	146	140	391	37.3

(表13 猫関連苦情相談数推移)

(単位：件、%)

年度	H26	H27	H28	H29	H30	H29 香川	高松比率%
猫 合計	426	642	593	646	647	1,382	46.7
保護等	69	62	48	52	51	371	14.0
行方不明等問合せ	196	311	324	306	330	561	54.5
放し飼い	70	102	68	47	56	55	85.5
鳴き声	6	9	5	5	4	7	71.4
糞尿汚染	38	32	38	61	53	131	46.6
その他	47	126	110	175	153	257	68.1

平成30年の犬・猫に関する受付簿ファイルを閲覧し、結果欄に記載されている対応が適

当であることを確認したところ、必ずしも結果までは記載されていなかったものの、おおむね適切に対応されていた。

平成30年6月の内容を一部示すと、次のようになり、各種の相談が寄せられることが分かる。

大阪ナンバーの車が猫を捨てている→警察に通報するよう伝える  
野良猫を引き取ったので、取りに来てほしい  
事故検証中の警察官を飼い犬が咬んだ  
パチンコ店に犬を車内に放置している客がいる  
数年前餌やり対策で減ったがまた増えてきた（猫）  
夜間に複数の犬が何かを襲っているような激しい鳴き声が聞こえる  
犬が5-6匹子供を追いかけている  
ビルの間に子猫がはまっている。  
犬2頭が水路にはまっている  
狂犬病予防法で立件しようとしている人がおり、高松から譲り受けたいので登録の有無を照会  
車がいると犬がこわがって出てこないとい因縁をつけられた。20頭くらいいる。  
x xさんが猫23匹を置き去りにしている。北署にも相談している。  
x x（地名）付近で野良犬4頭、猫が殺された

平成30年6月の保護実績は、次の通りである。

（表14 保護実績） （単位：件）

捕獲・保護		引取	うち猫
箱	その他		
7	13	14	4

引取に兄弟と思われる子犬が複数いたことから、犬の数が多くなっている。引取のうち、犬2匹は、イノシシの罠にかかっていたもので、また犬3匹は、警察署に落とし物として保管されていたものの引取であった。

ちなみに、動物は、持ち主がいる場合は、他人の「物」として扱われることから、首輪をつけているなど、持ち主がいると思われる犬猫は、警察に届けられれば、落とし物として処理される。

## 8) 行方不明問合せ

### ① 概要

高松市では、行方不明の問合せについて、台帳を作成している。平成30年度の台帳を閲覧し、数を数えて確認したところ、発見率は、おおむね犬63%、猫27%であった。

行方不明であるとの問合せ件数も猫の方が多く、「動物の死骸」の項に記すように、公道などで収集される動物の死骸の中では、猫が突出して多い。

(表15 2019年4月の動物死体収集実績) (単位：体)

飼い			市道・その他				計
犬	猫	小計	犬	猫	その他	小計	
8	9	17	2	75	33	110	127

一般的に猫は外をうろうろし、車にはねられたり、犬に噛まれたり、野猫になったりしているようである。高松市は、猫の屋内飼養を推奨している。

また、香川県動物愛護計画にも記載されているが、犬を含め、マイクロチップの埋め込みを推奨している。

### ② 落とし物・死体

マイクロチップは、獣医によって犬猫の肩甲骨の間に埋め込まれ、専用のリーダーで情報を読み込む。リーダーは、高松市担当部署のほか、落とし物として届けられる警察署(北署)に置かれている。

「動物の死体」の項に記すように、廃棄物収集部署にも、犬猫の行方不明に関する問合せが寄せられており、収集部署では別途その問合せに対応している。

(意見ー共通) 動物愛護及び狂犬病予防に関する事務について、高松市の関連部署とも情報共有して事務を行うことが望まれる。

市民に対しては、他部署で行う事務に関する事項についても、動物愛護担当課の管理するホームページに、まとめて掲載することが望まれる。

現在は、飼養者は、動物愛護担当部署、廃棄物収集担当部署に別途連絡して確認しているが、市に関してはワンストップで確認できる状況にすることが望まれる。

ホームページの、「ペットが行方不明になったら」の項には、警察の連絡先は記入されているが、廃棄物収集部署については記載されていない。亡くなっている可能性についても記載し、問い合わせ先として記入することが望まれる。

### ③ 保健所

保健所で保護されている場合には、飼養者の確認を行い、返還手数料(2,440円 ただし令和元年10月1日より)と保管料(1日630円)を徴収のうえ、返還する。

登録されていない犬を返還する場合には、登録を義務づけている。

平成30年度の飼い主による引取りファイルを閲覧し、返還申請書の内容を確認し、迷い犬の情報と照合して返還していることを確認した。

平成31年3月18日までの返還40件の内訳は次のようになっている。

引取り数よりも返還理由の数が多いのは、3件の複数頭の引取りのためである。

明示率については、返還された40件の中でも12件30%、マイクロチップは3件7.5%である。香川県動物愛護管理推進計画の所有者明示の目標は、平成30年で25%であるので、これを上回っている。

(表16 返還内訳)

(単位：件)

項目	所有者明示				返還に至った理由			
	首輪	マイクロチップ	その他	合計	HP掲載	飼い主から問合せ	その他	合計
犬	6	3	1	10	8	24	7	39
猫	2	0	0	2	1	1	4	6
合計	8	3	1	12	9	25	11	45

もともと、犬については、係留するなど、自由に動き回らないように飼養することが求められているほか、猫については、屋内飼養を、犬と猫について、マイクロチップの埋め込みを推奨している。

また、平成31年度の動物愛護推進計画に基づく実施計画では、重点テーマの一つに所有者明示の普及を挙げている。

行方不明、死体回収の数字を具体的に示したうえで、行方不明の犬猫が見つかった場合には、引取時にマイクロチップの埋め込みを引取り条件とするなど、所有者明示を推奨することが望まれる。

また、マイクロチップの埋め込みについて、どのくらい費用が掛かるのか、犬猫に苦痛はないのか、どこで受けられるのか、という情報を提供することも重要と考える。

費用については、均一ではないが、数千円とのことである。

市のホームページ、わんにゃん高松では、環境省のホームページにリンクしているが、具体的な費用等、地元の情報を提供することが望まれる。

## 9) 捕獲

市は、前に記した苦情・相談の要請によるほか、危険と考えられる状況を察知すると、捕獲箱や罠を仕掛けて捕獲を行う。

捕獲箱や罠が放置されると危険であるため、設置日と回収日を記録する必要があるように思われたが、これらを仕掛けると必ず見回りに行き、野犬がいなくなったり、罠の効果がないと判断した場合には、撤去するので、放置されることはないとのことであった。

市の活動報告を閲覧し、捕獲箱をしかけた場所等の状況が十分に把握されていることを確認した。

通学路に野犬が出て危険とのことで、対応した事例で、捕獲にあたり、「妨害あり」と記

載されている事例があったため、内容を確認したところ、愛犬家などが罾にかかった犬を放したり、罾自体を無効にしたりする地域があるとのことであった。

箱罾による捕獲が主であるが、妨害のある地域では、針金などのくくり罾で捕獲することになる。この捕獲方法は、犬に苦痛を与えるとして評判が悪い方法であり、妨害されることにより、かえって犬に苦痛を与える方法を採らざるを得ないことになっている。

また、捕獲を依頼される犬は、愛玩動物と言うよりは野生動物に近く、危険があることから依頼されるものである。

野犬を捕獲する罾に、「子供が野犬に追いかけられ危険なため捕獲しています。犬を放さないでください」などと記載しても、効果はない、とのことである。

あまり妨害がひどい場合には、監視カメラを設置したとのことであるが、鮮明に映らず、警察への通報には至らなかったとのことである。

高松市では、特定の地域で餌やりがみられるとのことであり、それが犬の引取数と殺処分数の数に繋がっている。

他自治体では、無責任な餌やりを禁止する条項を条例に設けているケースもあるとのことであるが、緊急的な餌やりとの区別が難しいことから、対応が困難とのことである。

市での対応には限界があり、前に記したように、地域の市民に参加してもらえなければ、市で実施する捕獲事業は、後追的なものになり、殺処分数を減らすことは困難である。

## 10) 譲渡

高松市独自での譲渡会は実施していないが、保護している犬猫の情報提供は行っている。

また、高松市で引取った犬猫のうち、環境省が作成したガイドラインに従い、譲渡可能と判断された犬猫については、香川県の施設「しっぽの森」に移送する。

このガイドラインは、獣医師を含めた2人以上で行うこと、とされている。

高松市は、平成31年3月途中までは、自ら譲渡を行っていた。

譲渡ファイルを閲覧したところ、個人に対する譲渡と、ボランティアに対する譲渡とに区分される。

個人に対する譲渡については、飼養可能かをチェックシートで判断したうえで、誓約書を入手のうえ、個体情報を記載した書類を渡して譲渡していることを確認した。

ボランティアに関しては、ボランティア登録を行った者に対してのみ譲渡し、この登録時に、譲渡可能数等を確認する。また、第二種動物取扱業に該当する場合は、第二種の届け出を行っていることについても確認する。

ボランティアに対する譲渡については、譲渡時のリストに、ボランティアが個人などに譲渡したときの資料が添付されており、譲渡時には、登録された保管数の上限を超えていないか確認しているが、証跡までは残されていなかった。譲渡前の飼養数など、確認した内容について、譲渡時の資料に記入することが望まれるが、現在、譲渡業務は動物愛護センターで実施されている。

不適当な飼養状況になると、通常通報されると思われるが、現在のところ、不適当と思われる事例は発生していない。

#### 1 1) 引取り

高松市の引取り数のうち、飼い主からの引取り数は次のように推移している。

動物愛護法の改正により、終生飼養が基本的な義務となったことから、飼い主からの引取り数は減少しているが、それでも一定数の引取りを行っている。

なお、ペットショップなどの事業者から引取りの要望があった場合には、営業登録を取り消すこともできるとされている。

(表 1 7 飼い主からの引取数推移) (単位：頭)

	H26	H27	H28	H29	H30
犬	25	5	14	15	17
猫	48	1	33	17	24
合計	73	6	47	32	41

飼い主からの引取りは、譲渡等の努力を行った後に、引取の理由がやむを得ないと判断できるものに限って行われる。高松市の規則に沿って、引取依頼書を記入し、引き取り料として、成体であれば2千円を支払う。

平成30年度について、引取依頼書を閲覧し、やむを得ないと判断した理由が合理的であることを確認した。

引取り依頼の理由として多いものは、犬猫の飼い主等への加害や、飼い主の死亡や施設への入所である。このなかで、1件は、餌やりをしていたところ、数が増えて困った、というものであり、5頭を持ち込んでいるが、集まっている猫は11頭とのことであり、適正な対応をしなければ、また増える可能性がある。

依頼主の話によると、近所の猫を引取ってほしいと依頼したところ、保健所では猫は捕獲しないので、餌付けして捕獲して持ち込むよう言われその通りにしたら11頭まで増えた、ということである。当初の市の指導に問題がなかったか、確認する方法はない。

他の自治体では、飼い主からの引取り依頼については、殺処分まで立ち合わせている例もある。安易な引取り依頼を繰り返すような市民がいた場合には、高松市でも立会を考慮することも考えられるが、現在のところ、そこまで必要とは思われなかった。

#### 1 2) 犬猫去勢手術費補助金

犬猫の避妊手術をした場合に、補助金を交付する制度であり、犬は、登録等を条件に、猫は世帯当たり2頭まで、市税の滞納がないなどの条件が付されている。

利用数は次のように多く、つないで飼う犬よりも、猫の数が多くなっている。

(表 1 8 犬・猫避妊補助件数の推移)

(単位：頭)

	H25	H26	H27	H28	H29	H30
犬 雌	301	308	227	257	219	231
犬 雄	251	294	254	217	244	262
小計	552	602	481	474	463	493
猫 雌	836	809	795	785	829	752
猫 雄	513	606	594	583	626	536
小計	1,349	1,415	1,389	1,368	1,455	1,288
合計	1,901	2,017	1,870	1,842	1,918	1,781

平成30年度から23件を抽出し、獣医の領収書が添えられていること、市税の納付を確認したうえで支払っていることを確認した。

なお、手術の代金は、1万円台から2万円台に分布していたが、1件高額のものがあり、内容を確認したところ、他の手術を併せて行ったために領収書の金額が高額になっているものであった。

他の自治体では、地域猫対策の一環として、地域猫の不妊・去勢にも補助金を支出している団体もある。高松市でも、前に記した、地域ごとのボランティアを検討する場合、地域猫に対する補助金の支給も併せて検討することが望まれる。

### 1 3) 死んだとき

動物の死体を発見したときには、自ら処分するか、市に引取りを依頼することができる。

飼養する動物が死んだ時にも同様に、市は廃棄物として引き取る事務を行っているほか、旧香川町の施設であるやすらぎ園で、動物の遺体の火葬を受け入れている。

やすらぎ園によると、死後相当の日数が経ってから持ち込まれる場合もあり、非衛生的な状況になっていることも多いとのことであった。

飼っていた動物が亡くなった場合、家庭でどのように対応し、火葬を希望する場合はどのように準備するとよいのか、「動物が死んだとき」などとして動物愛護担当部署のホームページに掲載することについて、検討が望まれる。

(意見ー共通) 動物愛護及び狂犬病予防に関する事務について、高松市の関連部署とも情報共有して事務を行うことが望まれる。

市民に対しては、他部署で行う事務に関する事項についても、動物愛護担当課の管理するホームページに、まとめて掲載することが望まれる。

### 1 4) 殺処分

高松市は、殺処分施設を持たないため、香川県に委託している。

殺処分の依頼はファックスで行うが、依頼前に複数人でチェックを行う。

引き取ってから殺処分までの日数は、最低4日間とされているが、実際にその日数で殺処分することはほぼない、ということである。譲渡の可能性などを検討し、可能性のあるものは様子を見ることになる。また、飼い主がいる可能性がある場合も同様である。

また、東京都のホームページを見ると、小池知事が自ら犬猫の譲受の検討を呼び掛けるなど、施設整備以外の取り組みが見られる。

また、各種の施策を見ると、飼い主からの引き取りについて、殺処分に立ち合わせるなど、かなり思い切った施策を行っている自治体もある。

高松市の現状を見ると、飼い主からの引取り依頼について、安易なものは見られず、譲渡活動の継続と、飼い主が明確でない犬猫が繁殖することを防止することが、必要施策であると考えられる。



### 3 特定動物

#### (1) 概要

環境省が、人に危害を加える恐れのある危険な動物として指定したものを特定動物という。哺乳類及び鳥類では、虎などのねこ科の大型動物、ゾウやサイなど、動物園に展示される動物が多いが、個人でも飼われているものとしては猿などがいる。爬虫類でも、動物園や水族館で飼われるものが多いが、カミツキガメ、オオトカゲなど個人で飼養するものが見られる。



飼養する場合には、特定動物の種類や性質に応じて、

- ・ 飼養施設の構造及び規模
- ・ 飼養又は保管の方法
- ・ 特定動物の飼養又は保管が困難になった場合における措置

等に関する基準が定められている。

また、特定動物の飼養についても、動物愛護法に基づき、適切に飼養される事も求められる。

ただし、前に記した動物愛護法の改正法では、愛玩目的の特定動物飼養が原則禁止となっており、従来から飼養されているものの更新を除き、一般家庭での飼養について、新しく許可されることはない。

高松市内で特定動物を飼養しようとする者は、高松市に事前に申請する。

市は、環境省の定める規定に沿って飼養される状況にあることを確認したうえで許可を与える。許可は5年間有効であるが、飼養動物に変更があったような場合には、変更届の提出を求めている。また、何らかの問題があったような場合には、立ち入り検査を行い、許可を取り消す事があるが、今までのところ、そのような事例はない、とのことである。

#### (2) 飼養数

環境省のホームページによると、平成29年4月1日現在の香川県の飼養箇所は36であり、飼養数は165である。四国内他県と比べると、高松市内には、猛獣を展示する動物園がないため、哺乳類がゼロとなっている。

平成31年4月1日時点での飼養箇所は6であり、飼育数は50である。ただし、平成30年4月で飼養をやめた箇所が11、飼養数が19ある。

(表19 特定動物飼養数)

(単位:頭、羽)

	哺乳類		鳥類		爬虫類		合計	
	箇所	飼養数	箇所	飼養数	箇所	飼養数	箇所	飼養数
高松市H31.3.31	0	0	0	0	6	50	6	50
高松市廃止H30年度	0	0	0	0	11	19	11	19
小計	0	0	0	0	17	69	17	69
香川県H29.4.1	11	76	5	6	23	83	39	165
徳島県H29.4.1	1	32	1	7	4	8	6	47
愛媛県H29.4.1	1	154	2	12	14	49	17	215
高知県H29.4.1	5	53	2	3	10	17	17	73

### (3) 事務

平成30年度の更新6件について、それぞれ申請書、飼養計画書、現場見取り図、マイクロチップに関する書類が揃っており、市は、許可に必要な項目について、チェックリストに沿ってこれらの内容を確認した上で許可を与えていることを確認した。

このうち、飼養頭数の多い1者については、マイクロチップを用いていなかった。市は、逃亡等の危険がないこと、個体数をカウントしていることについて確認し、市の職員も、実際に数を数えている。

なお、申請書には、飼養又は保管が困難になった場合の対処方法について記載する欄があるが、安楽死又は譲渡、とされている。譲渡できない場合は安楽死をさせることになるが、その方法については記載されていない。

対応が十分か確認したところ、高松市で現在許可されている特定動物は全て爬虫類であるため、冷蔵庫などに入れると体温が下がり、自然と死亡するとのことであった。

しかし、冷蔵庫に入れる時間が十分でない、冬眠状態になっているだけで、気温が上がると覚醒することもあるとのことであり、爬虫類の安楽死としてHPなどで記載されている内容を見ると、麻酔のうえ断頭などと記載されている。その場合、専門家に依頼する必要があると思われる。

(意見) 特定動物を飼えなくなった場合の安楽死の方法について、申請書に具体的に記入させることが望まれる。

## 4 野生動物

### (1) 概要

#### 1) 経緯

人の手の入る領域が増えるにつれ、野生動物の生息地域は狭まり、希少生物を中心に保護が必要となっている。一方で、イノシシなどの野生動物については、農作物を中心に被害が拡大し、市街地への出没も見られるようになっており、その対策が必要とされている。このため、平成26年に、従来の保護及び狩猟の適性化に関する法律から、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（これ以降、「鳥獣保護管理法」という）と改正され、数が増えすぎた鳥獣については、管理対象とし、駆除を行っていくこととされた。環境省ホームページによると、この増えすぎた鳥獣に関して、都道府県と市町村について、その役割を次のように記している。

都道府県は、平成26年の鳥獣保護管理法の改正により、全国的に集中的かつ広域的に管理を図る必要があるとして環境大臣が定める指定管理鳥獣については、必要に応じて、第二種特定鳥獣管理計画を作成し、当該鳥獣の管理の目標を設定するとともに、市町村等が実施する当該鳥獣の捕獲全体の調整を行い、さらに、必要に応じて目標達成のために必要な捕獲を主体的に実施します。

市町村については、近年、鳥獣の捕獲許可の権限を都道府県から委譲されるほか、特に農林水産物の被害防止対策等、鳥獣保護管理における市町村の役割が増大していることから、都道府県知事の定める鳥獣保護管理事業計画の下で、国及び都道府県と連携して鳥獣保護管理事業を実施します。

これを受けて、香川県では、イノシシ、シカ、サルについて第二種特定鳥獣管理計画を作成している。高松市でも、平成28年度に、高松市鳥獣被害防止計画を改定し、その計画に沿って、対策を行っている。

#### 2) 歳出

平成31年度予算額：29,061千円

#### 3) 被害等

高松市が作成した平成30年度の農作物被害調査票を見ると、イノシシの被害が大きく、カラス、ハクビシンの被害は、イノシシに比べ1割程度と少ないものの、それに続いている。

カラスとハクビシンには、香川県の第二種計画は策定されていない。

カラスについては、市では、捕獲に関する直接的な施策はとっていない。

アライグマとハクビシンは、被害を受ける農作物が共通しており、猟の方法も類似している。アライグマは、後に記すように、特定外来生物に指定されており、高松市ではアライグマとハクビシンについて別途計画を策定し、駆除対象としている。

(表 2 0 平成 3 0 年度野生動物による農産物被害) (単位：a、千円)

	面積 a					金額 千円				
	稲	果樹	野菜	イモ類	合計	稲	果樹	野菜	イモ類	合計
スズメ	3				3	7				7
カラス	2	38	6		46	5	895	503		1,403
ヒヨドリ		6	7		13		115	302		417
ネズミ			1		1			110		110
イノシシ	831	95	90	42	1,057	4,320	1,652	6,356	605	12,933
サル		18	1	2	21		242	90	26	358
タヌキ		6			6		90			90
ハクビシン		25	3		28		478	851		1,329
アライグマ		3	3		6		134	851		985
合計	836	191	111	44	1,182	4,332	3,606	9,063	631	17,632

(表 2 1 野生動物による農産物被害額の推移)

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
日本 (億円)	230	199	191	176	172	164	158
香川 (百万円)	268	282	250	211	165	133	105
高松 (百万円)	40	30	40	23	26	20	18

#### 4) イノシシ

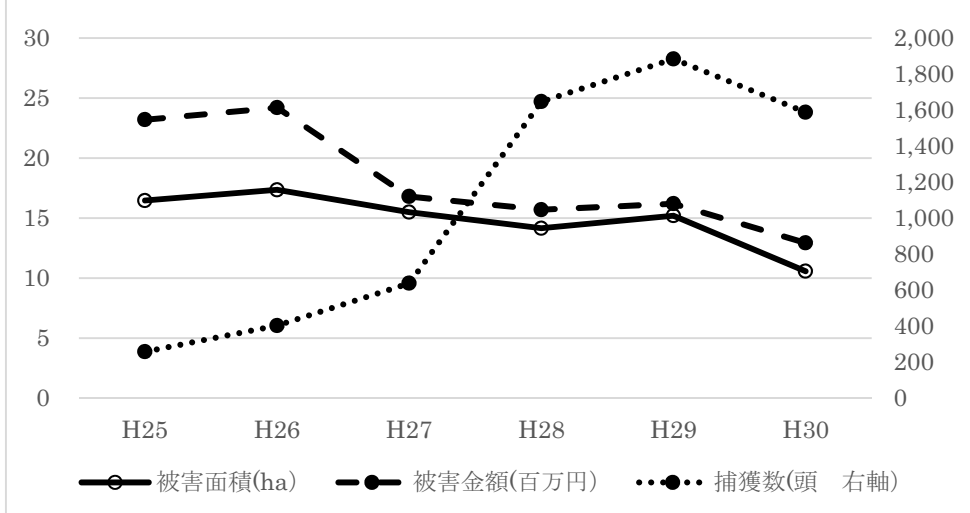
イノシシの被害と捕獲数の推移を見ると、平成 2 8 年度から捕獲数が大幅に増えている。

イノシシ対策としては、イノシシの生息域あるいは農地自体を柵などで囲うこともあるが、柵も万能ではなく、また、海からやってくるイノシシには対応できない。捕獲数は、後に記す捕獲奨励金の対象期間を通年としたことから増加した、とのことである。平成 3 0 年度では、目標程度の捕獲はできているが、被害額は平成 3 1 年度目標と比べると、1 割程度オーバーしている。計画に沿った捕獲を継続していく必要がある。

(表 2 2 イノシシによる農産物被害の推移)

項目	H25	H26	H27	H28	H29	H30	目標
被害面積(ha)	16.46	17.35	15.49	14.15	15.20	10.57	10.85
被害金額(百万円)	23.2	24.2	16.8	15.7	16.2	12.9	11.7
捕獲数(頭)	258	403	638	1,647	1,884	1,588	1,600

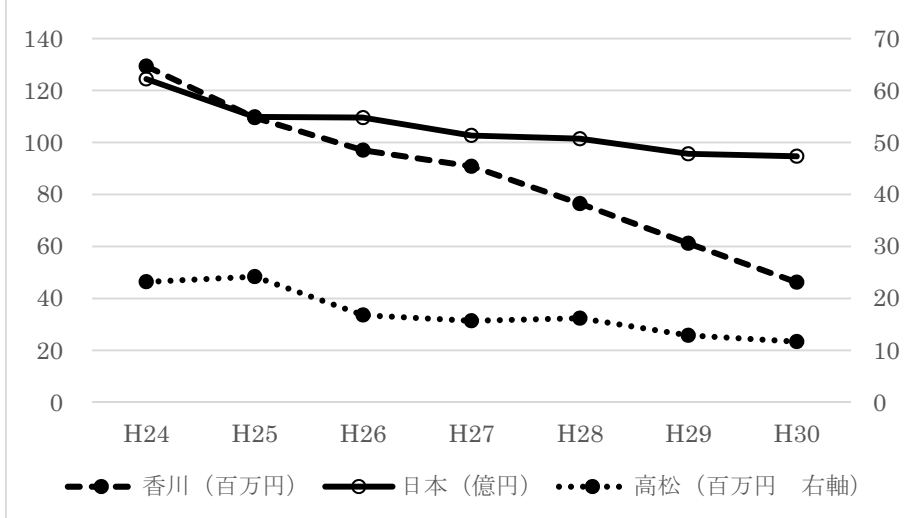
グラフ 5 イノシシ捕獲数及び被害額の推移



(表 2 3 捕獲数等目標と目標設定時の実績)

項目	単位	目標			H27実績
		H29	H30	H31	
被害面積	ha	-	-	108.5	108.5
被害額	万円	-	-	1,172	1,674
捕獲数	頭	1,500	1,600	1,700	638

グラフ 6 イノシシによる農業被害額の推移



(表 2 4 イノシシによる農業被害額の推移)

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
日本 (億円)	62	55	55	51	51	48	47
全体に占める率%	27.1	27.6	28.7	29.2	29.5	29.2	30.0
香川 (百万円)	129	110	97	91	76	61	46
全体に占める率%	48.2	38.8	38.8	43.0	46.2	46.0	44.1
高松 (百万円)	23	24	17	16	16	13	12
全体に占める率%							66.4

香川県は、全国平均に比べ、イノシシ被害の率が高く、高松市では、よりその傾向が高い。シカの生息数が少ないからである。

### 5) カワウ

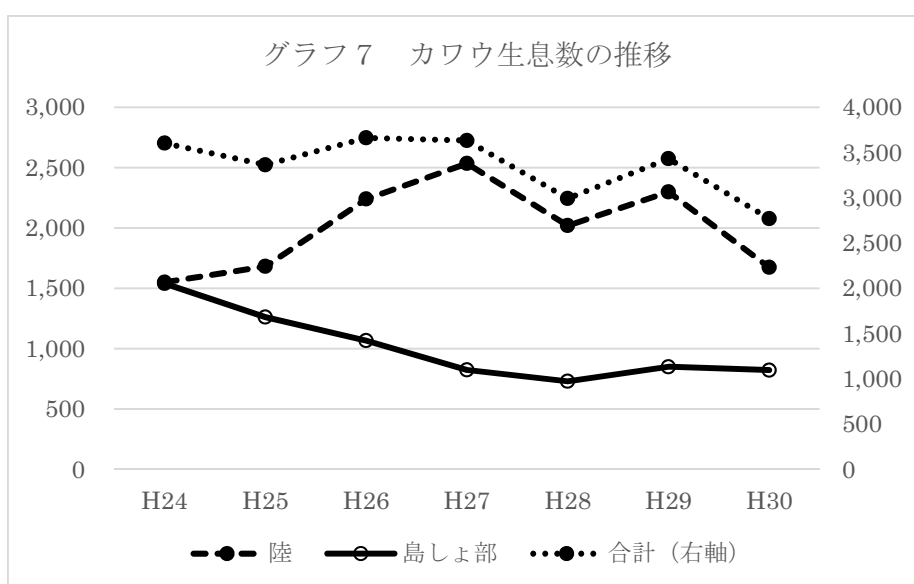
カワウについては、被害が魚類であるため、前に記した農業被害の表には表れないが、平成27年で1,550万円、平成30年で3,984万円と、被害額は増加している。

市では、平成28, 29年度に市の委託事業として捕獲したとのことであるが、平成30年度には実施されていないが、平成31年度は予算化されている。

イノシシに次ぐ被害額が算出されており、平成30年度では、養殖業者が自ら捕獲を委託している。

平成31年2月の県調査によると、冬期生息数は県全体で919羽、うち高松市は羽間下池に445羽、女木島に146羽などのコロニーが確認されている。

県内のカワウの数は減少傾向にあるが、高松市では被害が増加している。



(表 25 カワウ生息数の推移)

(単位：羽)

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
島しょ部	2,053	1,682	1,422	1,099	973	1,133	1,096
陸上	1,551	1,682	2,240	2,534	2,020	2,299	1,674
合計	3,604	3,364	3,662	3,633	2,993	3,432	2,770

## (2) 事務

## 1) 概要

市の行う事務は、大きく分けて次の3つとその他に分類できる。

- ① 捕獲に関する補助を行う（捕獲実績による補助、捕獲に必要な物資の購入）
- ② 捕獲等を行う（直接捕獲する、捕獲を委託する）
- ③ 捕獲に関する許認可を行う

野生動物の捕獲は、狩猟免許を保有する者が、申請を行うことで初めて実施できる。①の補助、②の委託により行う捕獲についても、許可を受けた範囲で行うこととされている。もともと野生動物の保護のために作られた仕組みであるためと思われる。

## 2) 捕獲奨励金

## ① 事業の概要

国の定めた事業であり、イノシシ、ニホンザル、ニホンジカを対象とし、捕獲1体あたり次の表の捕獲奨励金を支払う。

(表 26 奨励金額)

	成獣	幼獣
1頭当たり奨励金	10,000円	5,000円

財源：国1/2 県1/4 市1/4

歳出額：平成30年度 18,665千円（うち市負担額3,094千円）

高松市では、サルやシカの生息が少ないため、奨励金のほとんどはイノシシに対して支払われている。

## ② 監査手続き

捕獲した者は、切り取った両耳としっぽ、日付等を記載した写真などを申請書類に添えて申請する。写真の撮り方等も、不正のないように細かく指定されている。

平成30年12月に請求された30年度第1回目の奨励金支払について、支出命令書と振込先別に記入された債権内訳書の合計額が一致することを確認した。

同支払いの35件のうち、5件について、請求書と照合したところ一致していた。

また、5件それぞれに捕獲報告書の合計と一致していることを確認した。

そのうち、最も捕獲頭数の多い1件について、23頭のイノシシ捕獲現場写真と捕獲報告

書の記載内容が一致することを確認した。



イメージ 報告書には狩猟者も一緒に写っている。

### ③ 政策目的への効果

イノシシによる農作物被害が1,100万円程度であるところ、それを上回る捕獲奨励金が支給されることについては、疑義を感じないでもない。

しかし、香川県が平成29年に策定したイノシシ第二種特定鳥獣管理計画によると、平成27年度のイノシシの年間推定増加率は47.1%であり、平成27年度程度捕獲してやっと現状維持とのことである。

また、鳥獣による被害は、直接的な農作物被害だけではなく、それによる営農意欲の減退と離農、それによる耕作放棄地の増加など、より深刻な影響があることも事実である。また、高松市でも、人口の多い旧市内の里山にもイノシシが住み着いているほか、海から上がってくるイノシシが市街地に出没する数も増えているとのことであり、一般住民の安全対策としての意味もあり、農作物被害を補助金が上回ることのみをもって、施策の有効性は判断できない。

これらのことから、計画に沿って、捕獲を進めるために必要であると判断して実施されている。しかし、現在の数を捕り続けなくては数が増加する、ということであれば、捕獲自体を産業あるいは生活に結び付けなければ、永遠に補助金を支出する必要が生じる。

畜産が発達していなかった時代には、食肉として利用することが大きな目的であり、明治以降には、レジャーとしての狩猟がブームになった時期もある。

ジビエの振興、狩猟人口の増加について、各種施策も用意されており、これらの活用について検討が望まれる。

## 3) 集中捕獲等事業

### ① 事業の概要

県が防除推進地区としたエリアで、イノシシを集中捕獲し、捕獲した個体の調査と処分を委託する事業であり、地域ごとに組成される捕獲隊が実施する。



補助対象は、捕獲のための備品購入費と捕獲及び処分経費であり、捕獲の実績に対して、次の金額を支払う。

(表 2 7 補助額)

捕獲獣の重さ	1 0 kg超	1 0 kg以下
1 頭当たり費用	1 5, 0 0 0 円	3, 0 0 0 円

奨励金事業と類似しているが、イノシシに限定し、体長などのデータ収集も調査業務として実施することを求め、捕獲隊に対する委託業務として実施されている。

イノシシの捕獲について、持続可能な仕組みづくりを検討する必要がある、そのためには食用利用を推進することがより効果的であると考えられる。

## ② 監査手続き

平成 3 0 年度について、1 団体を抽出し、次の 2 点について確認した。

- ・箱わな購入費用 1 6 2 千円が業者からの請求書に基づき計上され、納品を証する写真と共に添付されている。
- ・捕獲頭数 4 頭について、捕獲個体調査票が添付され、捕獲報告書の内容と一致する。

## 3) 箱わな設置業務

### ① 事業の概要

イノシシ捕獲用の箱わなの設置を委託する事業である。

委託先は、各地区の猟友会であり、1 基あたり 2 5 千円を支払う。この委託により設置された箱わなで捕獲されたイノシシに対しても、前に記した奨励金は支払われる。

### ② 監査手続き

平成 3 0 年度は、6 つの猟友会に対し、合計 2 6 基 6 5 0 千円を支払っている。

それぞれの団体からの請求書、完了届、見積書が添えられ、市により検収されていることを確認した。

箱わなによる捕獲については、この事業に関して特別に成果報告されているわけではないが、一部の団体からは、市から借りたわなの使用状況、及び成果が併せて報告されていた。

## 4) 高松市鳥獣協議会の箱わな購入補助

### ① 事業の概要

高松市鳥獣対策協議会が使用する箱わなを購入する事業である。購入費の半額が国庫補助であり、残りの半額を市が補助する。

② 監査手続

平成30年度の購入は、12基388,800円であった。

・事業計画書が作成され、それに沿って見積もり合わせが実施されていることを確認した。

・市により、検収されたのちに、補助金が支払われていることを確認した。なお、この事業は、高松市鳥獣対策協議会の事業として実施されている。同協議会は、法人格を持たない協議会であり、高松市が事務局を務めている。平成30年度の収支実績は次のとおりである。

(表28 協議会収支)

(単位：千円)

項目	予算	決算	項目	予算	決算
国庫補助金及び交付金	425	336	有害捕獲	850	672
推進事業	5,643	4,042	有害鳥獣講習会受講料補助	280	196
整備事業	225	194	箱わな購入費	450	389
自己資金	827	141	センサー付きカメラ購入費	120	87
収入合計	7,120	4,713	整備事業費	6,270	4,042
			侵入防止策	6,270	4,042
			支出合計	7,120	4,713

このため、市の担当者が、補助金の交付事務と購入事務の両方を行う状態にあり、好ましくないと思われる状態になっているが、金額は僅少であり、見積もり合わせも実施されている。

当法人の通帳及び印鑑は、市で保管されているが、通帳は担当者以外の管理下にあることを確認した。

また、財産目録として当期補助により設置された柵等が記載されているが、財産目録は、会が保有する資産を記載するもので、タイトルが異なるため、修正することが望まれる。

5) 狩猟免許申請手数料補助

① 事業の概要

鳥獣被害防止対策を推進するために、狩猟免許の申請手数料の一部を助成する事業である。助成額は、次のとおりである。

(表29 補助額)

	狩猟免許 手数料	補助金額
初めて取得する場合	5,200円	3,900円
既に免許を保有している者が別の種類の免許を取得した場合	3,900円	2,925円

前に記したように、鳥獣保護管理法の規定に基づき、野生動物の捕獲は、狩猟免許の保有

者により行われる。ところが、狩猟免許保有者の高齢化と人数の減少が問題とされてきた。

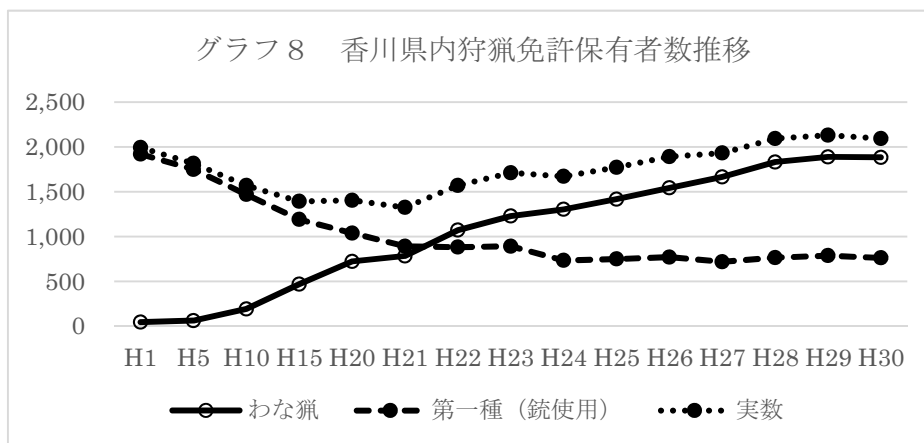
免許保有者数の推移を見ると、銃による猟の免許保有者は減少を続けているが、平成21年度を境として、人数は増加に転じている。

農業従事者によるわな猟免許の取得などが要因とのことである。

香川県HPによると、県内の免許取得者は次のように推移している。

(表30 狩猟免許保有者数等推移)

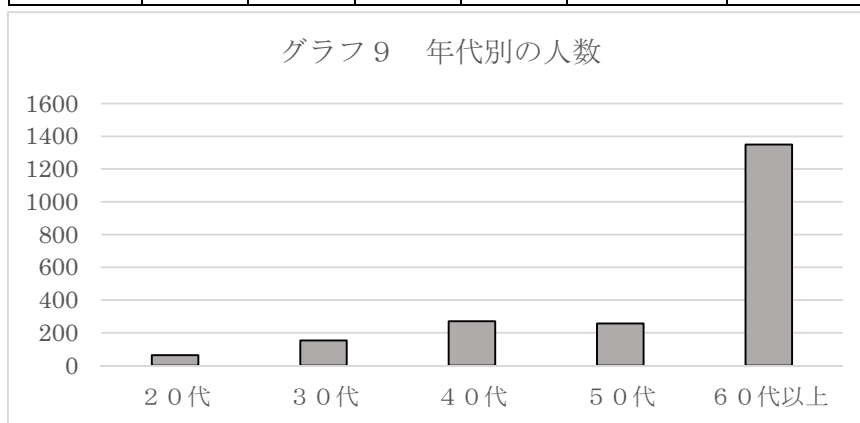
	H1	H5	H10	H15	H20	H25	H28	H29	H30
わな猟	46	63	193	470	723	1,417	1,831	1,888	1,883
第一種（銃使用）	1,920	1,749	1,470	1,192	1,039	751	766	788	763
実数	1,993	1,816	1,570	1,393	1,405	1,772	2,094	2,131	2,094



平成30年度の合格者数は206人で、平均年齢は49.5才とのことであるが、それでも県内の狩猟免許所持者の年齢構成は、60代以上が64.5%と高い比率を占めている。

(表31 年齢層別狩猟免許保有者数) (単位：人、%)

	20代	30代	40代	50代	60代以上	合計
人数	63	153	271	257	1,350	2,094
比率 %	3.0	7.3	12.9	12.3	64.5	100.0



実際に狩猟を行うためには、試験受験料のほかに、次のような費用が必要となる。

登録手数料1,800円 医師の証明書の取得費用（医療機関によって異なるが、おおむね5000円程度）ハンター保険（5000円程度ただし害獣駆除目的の場合は減免規定もある）狩猟税（わな猟のみで8,200円）猟友会入会費（1万円程度）

その他、猟に必要なわなや餌の購入代が必要であるが、他に記したように、市の保有するわなを貸し出す制度もある。

県で免許を取得した時点などで、当補助制度の説明を受けているものと思われるが、実際に狩猟に携わるために必要な経費に比べ、補助額は少額である。それでも、イノシシ捕獲量は増加しているが、この施策が捕獲増加にどの程度貢献しているのかまでは不明である。

## ② 監査手続き

狩猟免許の登録は、県が行う事業であり、県から高松市に住所のある者の狩猟免許申請手数料の支払証明一覧が送付される。市では、この名簿と交付申請書を照合する。また、申請書には、狩猟免許証の写しを添付することとされている。

高松市の新規免許取得者は12名であり、このうち補助金の交付を申請した者は、8名である。また、追加免許の申請者は1名であった。

この9名について、申請書及び免許書の写し、県からの支払証明一覧と照合したところ、一致していた。

## 6) 鳥獣捕獲許可

### ① 事業の概要

鳥獣保護管理法の規定により、野生鳥獣を捕獲するためには、自治体の許可が必要である。高松市は、中核市であることから、市内の狩猟許可を行っている。この許可は、野生動物保護の見地から、一定数以上の捕獲が行われないように設けられた制度であるが、管理対象として駆除されるイノシシも含め、事前許可を受けた範囲で狩猟することとされている。

高松市は、高松市有害鳥獣捕獲等許可事務取扱要領を定め、事務にあたっている。

この要領の第4条（1）には、「許可対象者は次の要件をすべて満たす者であること」としており、その条件としては、次のようなものがあげられる。

ア 鳥獣による被害等を受けた者又は被害等を受けた者から依頼された個人若しくは法人であること。

イ 銃器を使用する場合は第一種狩猟免許を所持する者であり・・・

ウ 外来生物法に基づき市におけるアライグマ・ヌートリア防除実施計画の計画的防除に従事する防除従事者が箱わなを使用してアライグマ、ヌートリアを捕獲する場合

（指摘事項）要件のうちすべて満たす必要のないものが並列されているにもかかわらず、全て満たす場合を許可要件としている。要綱の条文を整理する必要がある。

狩猟をしようとする者は、捕獲対象、農林水産物の被害防止などの捕獲する目的、捕獲する期間、捕獲方法、捕獲後の処置、狩猟免許に関する情報、申請者の住所氏名、職業、生年月日を記載して、地域の地図、グループ名簿を添えて提出する。

市は、申請書の内容及び被害状況を調査し、合理的な範囲内で許可内容を決定し、許可書を交付する。

許可を受けた者は、捕獲を行う際にこの許可書を携帯する必要がある。また、狩猟期間が終了すると、許可書の実績欄に、捕獲実績を記載して返還する。

市では、その実績を集計し、県に報告するとともに、次回の許可の参考にする。

平成30年度の許可件数は660であるが、このうち551番から660番は、電力会社を送電施設などの維持管理を行う際に、巣とともに、カラスのひなや卵を捕獲する可能性があるため、申請されているものである。なお、捕獲報告は、卵15個であった。

## ② 監査手続き

平成30年度の許可一覧660件より20件を抽出し、許可申請書と照合した。

(指摘事項) 申請数が50である1件について、入力誤りにより100の捕獲を許可していた。

ただし、実際の捕獲数はゼロであり、実際に申請を超えて捕獲されてはいない。最も数の多いイノシシについては、必要数とされており、数を記載しているものも、上限であり、予測捕獲数を上回る数で申請されることから、実害はない。申請書を入力すると、許可書まで一連のシステムにより処理されることから、入力結果は複数人で照合することが望まれる。

平成30年度の許可証の回収状況について確認した。紛失した場合でも、紛失届を提出することとされているが、全件は回収されていない。

また、回収した許可書に記入された、捕獲記録は、市役所で集計しているが、他の記録と一致せず、全ては記入されていないものと思われる。

回収率や、記入の正確性の向上を図る方法について、検討することが望まれる。

## 7) ジビエ広報

野生鳥獣は、従来捕獲して食料にしてきたため、保護の対象とされてきた。家畜の増加に伴い、食用捕獲が減少したことも、野生鳥獣の増加の要因といえる。現在、食害対策が政策の主流となっているものの、野生鳥獣を食用として産業化することにより、積極的な捕獲が進み、食害が減少することと、産業として所得増大につながるというプラスの作用に期待した政策も設けられている。

産業とするには、品質保持、安定供給、衛生面での問題など、課題も多いが、農林水産省ホームページによると、隣県徳島や岡山を含む、全国16か所でモデル事業が実施されている。

高松市では、特に予算を設けてジビエを推進しているわけではないが、職員による低予算での推進活動として、30年10月に、JA香川県の女性部事業に参加し、ジビエ料理の講習を行っている。その他としては、ジビエ料理のパンフレットを窓口などに置いているが、特に積極的に活動している状態ではない。

概要に示したように、高松市では、シカがいないため、ジビエの振興は、主としてイノシシが対象となる。

前に記した、狩猟許可の結果報告について、用途を記載しているものを集計すると次のようになり、埋設処理も多い。

(表32 狩猟獣の食用利用数) (単位：頭)

	食用	埋設	食用・埋設※	合計
イノシシ	128	92	876	1,096
シカ	3	6	0	9

※食用・埋設と併記されており、どちらか不明のもの。

高松市独自での大規模な活動は難しいものと思われるが、地道な活動を積み重ねること、県を含む他団体の動向に注意し、必要に応じて協力することなどが望まれる。

#### 8) 現状及び捕獲に関する広報

平成30年度には、委託により、「イノシシに強いまちづくり講習会」を亀阜校区で開催している。

委託費は、箱わな、センサー購入費用を入れて28万円程度であり、参加者も30人程度である。

県の委託により、鳥獣捕獲を亀阜校区で行っている業者に、随意契約により委託している。随意契約とする理由としては適当と思われる。

購入した箱わな、センサーは、講習会で使い方を説明し、その地区に設置する。

維持管理は、地区の猟友会が行う。

#### 9) 殺処分方法

環境省策定の「動物の殺処分に関する指針」によると、

「殺処分動物の殺処分方法は、化学的又は物理的方法により、できる限り殺処分動物に苦痛を与えない方法を用いて当該動物を意識の喪失状態にし、心機能又は肺機能を非可逆的に停止させる方法によるほか、社会的に容認されている通常の方法によること。」とされ、野生動物についても、その指針の趣旨に沿って配慮するよう努めること、とされている。

野生動物を捕獲した場合の殺処分の方法については、狩猟者の安全を第一に考える必要がある。また、食用に供するためには、素早く止め刺しをする必要があるが、これは、野生

動物にとっても苦痛の少ない方法でもある。止め刺しの器具についても、器具購入の補助対象となっている。

(意見-共通) 野生動物の殺処分についても、なるべく苦痛を与えない方法によることについて、周知することが望まれる。

## 5 外来生物

### (1) 概要

外来生物とは、人が海外から持ち込み、元々は生息していなかった地域に入り込んだ生物を指す。そのうち、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものとして、環境省により特定外来生物に指定されると、駆除等の対象となる。特定外来生物には、植物や魚類も含まれている。

高松市に生息が確認された哺乳類の特定外来生物は、アライグマのみである。アライグマによる農作物被害も発生しており、高松市は、平成22年に「高松市におけるアライグマ・ヌートリア等防除実施計画書」を策定した。この計画で駆除対象としているものは、アライグマ、ハクビシン、ヌートリアであるが、ヌートリアについては、市内での生息は確認されておらず、実際には事業の対象になっていない。また、ハクビシンは、指定外来種ではないが、前に記した有害鳥獣の駆除の一環として、アライグマと併せて駆除対象とされている。

前に記した「高松市鳥獣被害防止計画」に、具体的な被害軽減目標と、捕獲計画数が記載されている。



アライグマ

ハクビシン

(表3-3 計画目標と計画時の実績)

項目	単位	H27被害の現状			H31目標
		野菜	果樹	合計	
被害面積	a	330	15	345	345
被害額	万円	347	30	377	377

捕獲実績を併せて記載すると次のようになる。アライグマ、ハクビシンについて、被害は平成27年度の現状維持を目標とし、毎年120頭を捕獲するとしている。平成27年度は、被害がもっとも多い年であったため、毎年の捕獲数は、目標に達していないが、被害面積、金額は目標よりも大きく減少し、著しい成果が上がったように見える。

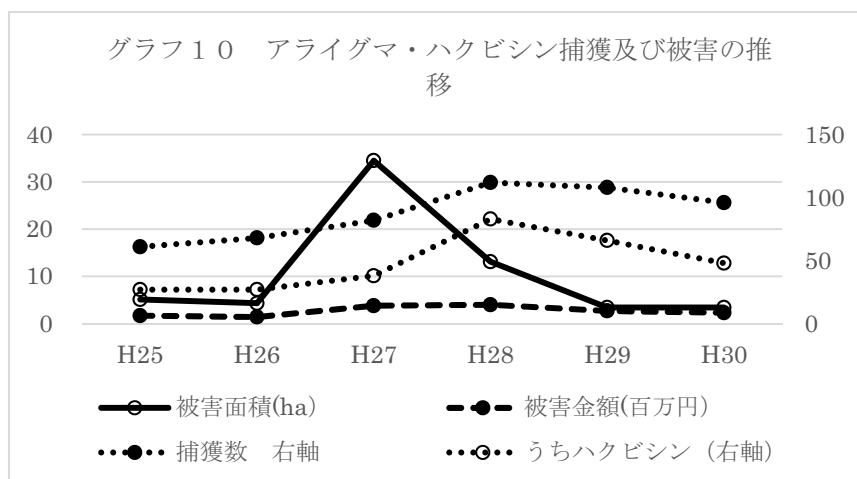
実績は次のとおりである。



(表 3 4 被害・捕獲実績等の推移)

	目標	H25	H26	H27	H28	H29	H30
被害面積(a)	345	51	43	345	131	34	34
被害金額(百万円)	3.7	1.7	1.4	3.8	4	2.7	2.3
捕獲数	120	61	68	82	112	108	91
アライグマ	-	35	41	44	42	42	43
ハクビシン	-	27	27	38	83	66	48

計画の数値目標値について、異常値を基に計画されることのないよう、過去数年の平均をもとに決定することが望ましい。令和元年度に策定された次期計画では、この点对応いただき、過去の趨勢などを考慮したうえで、目標値が定められている。



計画の記載部分にはアライグマについては、特定外来生物であることから、可能な限り捕獲して排除する、とされている。一方、ハクビシンは、特定外来生物には指定されておらず、イノシシなどと同様に、管理計画に基づき捕獲の上限を設けて捕獲する扱いになるため「年間を通じた有害鳥獣捕獲を行う」、とされている。

排除を目的とする特定外来生物であるアライグマについては、計画捕獲数は他の野生動物と異なり、計画数を超えて捕獲することが出来る。現在のところ、ハクビシンについても、捕獲上限はないとされているが、生息数が減少した場合に備え、計画上の捕獲数について、アライグマとハクビシンとを分けて記載することが望ましい。令和元年度に策定された次期計画では、この点对応いただき、分けて記載されている。

## (2) 事務

前に記した計画に基づき、市では、防除支援事業等を予算化して実施している。そのほか、市の職員による緊急捕獲等も行われており、職員が使用したり、貸与するための箱罠も購入している。

#### ① 防除支援事業（捕獲、個体処分敷材整備事業）

次の②とともに、県の事業に合わせて市も補助要綱を作成して実施している事業であり、市の支出した額の半額が県から市に支払われる。

捕獲に必要な備品を購入する事業であり、対象は、箱罾、小型の殺処分機、及びそれに用いる薬剤などである。小型の箱罾は、犬猫捕獲のためにも他部署で購入されているが、アライグマは力が強く、犬猫用の罾では捕獲できないとのことである。

（監査手続き）

平成31年の箱罾購入71千円について、見積もり合わせが行われていること、検収されていることを確認した。

なお、箱罾及び殺処分機は、支所に配置され、貸し出しも行われている。

貸し出しは無料である。

#### ② 防除支援事業（捕獲）

捕獲1頭あたり3,000円を支給する事業である。前に記したイノシシと異なり、耳や尻尾を持参することまでは求めている。捕獲動物の写真を以ってエビデンスとしている。ただし、写真の写し方については、不正の無いよう、詳細に決められている。

四半期ごとに精算し、捕獲記録と併せて年度ごとに県に結果を提出し、県負担分を請求している。計画に基づく捕獲は、狩猟免許を持たなくても実施できるが、主として猟友会の会員が行っている。

（監査手続き）

平成30年度の防除奨励金交付申請書から、3件を抽出し、記載内容が捕獲した場所、捕獲した写真と一致していることを確認した。

写真が決められたルール通り撮られていることを確認した。

交付申請書の1頭あたりの金額が正しく記入され、支払額に反映されていることを確認した。

防除報告書に記載されている許可番号と狩猟許可の番号が一致し、狩猟許可の内容と整合していることを確認した。

なお、処分方法については、「二酸化炭素」と「その他」に区分されているが、当事業については、全て「その他」とされている。

環境省策定の「動物の殺処分に関する指針」によると、

「殺処分動物の殺処分方法は、化学的又は物理的方法により、できる限り殺処分動物に苦痛を与えない方法を用いて当該動物を意識の喪失状態にし、心機能又は肺機能を非可逆的に停止させる方法によるほか、社会的に容認されている通常の方法によること。」とされ、野生動物についても、その指針の趣旨に沿って配慮するよう努めること、とされている。野生動物については、他の動物と異なり、人がその領域に踏み込んでいったものであり、現実には猟をする人の安全を優先する必要があるため、難しいとは思われるが、市が用意してい

る、小型の殺処分器の利用を促進することが望まれる。

(意見－共通) 野生動物の殺処分についても、なるべく苦痛を与えない方法によることについて、周知することが望まれる。

## 6 家畜（産業生物）

### （1）概要

#### 1) 経緯

家畜は、私たちの生活を支える食料の源泉であり、家畜については、食品安全という視点から、所轄官庁を農林水産省として、各種の規定が設けられてきた。高松市でも農林水産課が担当している。

#### 2) 歳出

高松市の農林水産費支出額と、畜産費の推移を示すと次のとおりである。

（表 3 5 畜産費推移）

（単位：千円）

	H26	H27	H28	H29	H30
畜産費	5,569	5,602	106,272	84,576	118,728
うち負担金、補助及び交付金	5,404	5,235	106,128	84,443	118,728

平成30年度は、全額国庫補助の事業（113百万円）が、高松市を通して実施されたため、歳出額が多額になっているが、市財政に影響する歳出額は少額である。他の歳出額の多い年度も同様である。

事務自体も、市が行う事務は少ない。畜産は、農家の中では比較的集約されており、農家数も少なく、特に専門性が必要とされる。このため、農家に対する具体的な対応は、専門技官が配置されている、県の畜産課施設で行われている。

#### 3) 数

国の行う畜産統計から、2019年2月1日の飼養数及び農家数と、高松市ホームページの平成29年の数値を比較すると、次のようになる。県の中でも、乳牛については比較的比率が高くなっている。

（表 3 6 畜産飼養数・農家数）

項目	乳牛（単位：軒、頭、%）				肉牛（単位：軒、頭、%）			
	農家数	比率	飼養数	比率	農家数	比率	飼養数	比率
全国	15,000	100	1,332,000	100	46,300	100	2,503,000	100
四国	341	2.3	17,100	1.3	695	1.5	58,100	2.3
香川	82	0.5	4,680	0.4	199	0.4	19,900	0.8
高松	19	23.2	1,887	40.3	28	14.1	3,494	17.6
項目	豚（単位：軒、頭、%）				鳥（単位：軒、千羽、%）			
	農家数	比率	飼養数	比率	農家数	比率	飼養数	比率
全国	4,320	100	9,156,000	100	4,370	100	187,038	100
四国	136	3.1	295,900	3.2	364	8.3	9,366	5
香川	28	0.6	38,700	0.4	82	1.9	6,365	3.4
高松	4	14.3	2,693	7	10	12.2	372	5.8

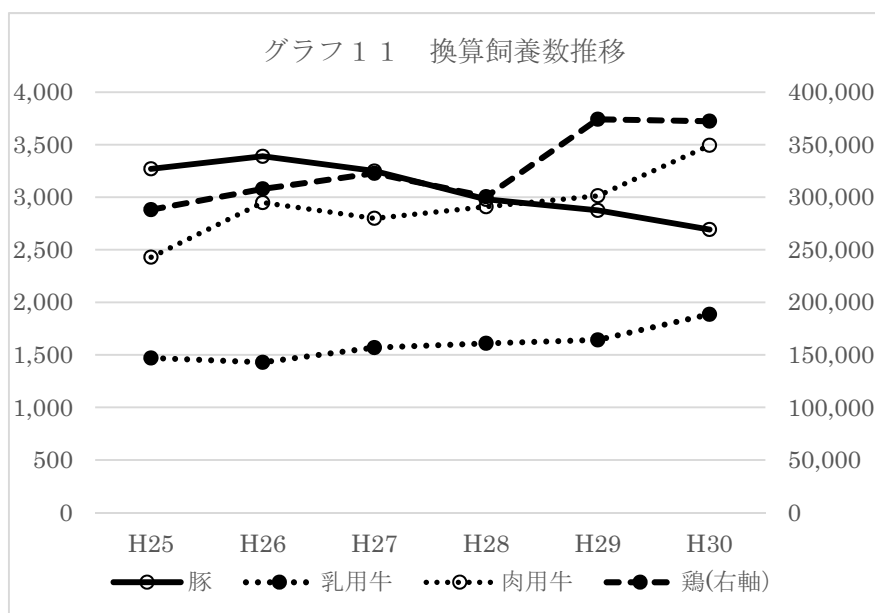
※比率について、四国及び香川については、全国に対する比率であり、高松については、香川に対する比率を示している。

高松市のホームページより、高松市内で飼育されている家畜数と農家数の推移を示すと、次のとおりである。

(表 3 7 高松市畜産飼養数・農家数)

飼養頭数 (頭)	家畜	H25	H26	H27	H28	H29	H30
	豚	3,270	3,390	3,250	2,980	2,875	2,693
	鶏	288,213	308,000	322,800	300,600	374,204	372,434
	乳用牛	1,471	1,430	1,570	1,610	1,643	1,887
	肉用牛	2,430	2,950	2,800	2,910	3,014	3,494
飼養戸数 (戸)	家畜	H25	H26	H27	H28	H29	H30
	豚	4	4	4	4	4	4
	鶏	10	10	10	10	10	10
	乳用牛	25	23	21	21	20	19
	肉用牛	33	44	39	39	29	28

飼養数について、牛1：豚5：鶏100で換算した推移をグラフにすると次のようになる。



飼養数を見ると、豚は減少傾向にあり、鳥は、鳥インフルエンザ発生の影響により、平成28年で減少しているが、その他の年では増加している。牛に関しては微増している。

一方で農家数は、牛に関して減少傾向にある。その理由としては、市担当部署によると、小規模農家が順次事業を廃止しているため、とのことである。

豚、鳥については農家数あたり飼養数も多く、農家数はここ数年変わっていない。

(表 3 8 畜産飼養数・農家数推移)

1戸あたり平均飼養数	家畜	H25	H26	H27	H28	H29	H30
	豚	818	848	813	745	719	673
	鶏	28,821	30,800	32,280	30,060	37,420	37,243
	乳用牛	59	62	75	77	82	99
	肉用牛	74	67	72	75	104	115
1戸あたり平均飼養数家畜単位換算	家畜	H25	H26	H27	H28	H29	H30
	豚	164	170	163	149	144	135
	鶏	288	308	323	301	374	372
	乳用牛	59	62	75	77	82	82
	肉用牛	74	67	72	75	104	104

(家畜単位：牛1に対し、豚5、鶏100)

#### 4) 生産高

農林水産省が発表している、農業産出額、及びその中から販売された生産農業所得の統計によると、次のように、農業産出額に占める畜産の割合が高いことが分かる。

(表 3 9 畜産産出額等全国比較)

(単位：億円)

	産出額合計	畜産産出額	比率%	生産農業所得合計	比率%
	①	②	②÷①	③	③÷①
香川	835	345	41.3	316	37.8
全国	93,787	33,223	35.4	38,799	41.4

畜産の中での割合は次のとおりで、香川では、鶏および卵の生産高が比較的高い。

(表 4 0 畜産産出額種別全国比較)

(単位：億円)

	畜産産出額	肉用牛	乳用牛	内生	豚	鶏	うち卵	うちブロイラー
香川①	345	53	49	40	22	221	151	48
全国②	33,223	7,228	9,268	7,414	6,575	9,421	5,327	3,578
順位	27	31	28	30	33	15	15	17
全国比①÷②%	1	0.7	0.5	0.5	0.3	2.3	2.8	1.3

#### 5) 趨勢

畜産については、生体自体の品種改良や餌、飼い方など、肉質や生産量の向上を目的とした改良が行われてきた。

一方、欧米では家畜に苦痛が飢えや痛みなどから解放されることを「5つの自由」とするアニマルウェルフェア(AW)の考え方が浸透している。アニマルウェルフェアの考え方では、生産者に、過密な飼養や過度の生産をしないことを要求するため、結果的に衛生面が改善され、薬剤が削減されたりすることで、食物の安全性も高まる。国際機関では、この考え方に基づき、飼育からと畜までにいたる飼養基準を設けている。欧米諸国を中心に、この基

準に合致しない畜産物を輸出することが難しい国が多くなっている。

農林水産省のホームページでは、次のように説明されている。

「アニマルウェルフェアとは、動物が生活及び死亡する環境と関連する動物の身体的及び心理的状态をいう。」と定義されています。

アニマルウェルフェアについては、家畜を快適な環境下で飼養することにより、家畜のストレスや疾病を減らすことが重要であり、結果として、生産性の向上や安全な畜産物の生産にもつながることから、農林水産省としては、アニマルウェルフェアの考え方を踏まえた家畜の飼養管理の普及に努めています。

農林水産省では、平成21年ころから飼養などの指針を公表してきたが、来年のオリンピック開催に向けて、飼育環境の向上を呼び掛けている。

通常、家畜は、最後には殺して食べてしまうので、矛盾しているようにも思えるが、「動物は死という概念は理解できないが、苦痛を感じる感情のある生物である」ということのようなのである。

このような動きは、日本ではまだ一般的ではなく、認知度は低い。前に記した、香川県動物愛護管理推進計画には、具体的な取組みの項に、産業動物の適正な取扱いの推進という項目は入っているが、高松市では、AWに関する農林水産省の指針に沿った飼養を推奨するような特別な施策は取っていない。

外国人の研修を行う施設では、平場飼いで卵を生産し、小売店に卸しているとのことであるが、生産量は少なく、すぐに売切れてしまうとのことである。

少なくとも学校給食には、フリーゲージの卵や鶏肉、清潔な環境で育った肉を使ってもらいたいと感じたが、生産性を重視して生産された畜産品よりは割高であり、さらに言えば高松市にはそのような基準に沿って生産する農家も少ないことから、給食に必要な量を確保することも困難と思われる。

## (2) 事務

### 1) 優良家畜導入輸送事業

#### ① 事業の概要

家畜の改良増殖および畜産経営の安定を目的とし、優良家畜の導入（仕入）あるいは預託による飼育のための運送費について、一部を助成する制度である。

助成額は、輸送費の3割以内であり、上限額は4万円とされている。ただし、年度予算の範囲内とされ、予算に達すると、その後の輸送は助成条件を充たしても支給されない。

財源：市単独補助

平成30年度予算額円 歳出額195千円 対象：肉牛・乳牛

(表 4 1 助成額)

(単位：円)

科目	決算	科目	頭数	決算
高松市補助金	195,147	家畜預託輸送費	11	444,337
事業主体負担金	523,181	家畜導入輸送費	13	273,991
合計	718,328	合計	24	718,328

## ② 監査手続き

平成30年度の助成金につき、支出命令書、請求書、収支内訳書、補助金交付書、補助金等交付決定等を照合し、支払手続きが規定に沿って実施されていることを確認した。

同支出について、優良家畜導入輸送事業実施報告書により、助成額が補助要綱に沿って計算され、集計されていることを確認した。

同報告書から1件を抽出し、購買清算書と照合し、購買実績に基づき報告書が作成されていることを確認した。

この報告書の頭数は15であり、全て北海道から購買したもの及び預託していたものであった。年間を通じて、北海道からの運送が多く、鹿児島からのものも見られたが、件数は少ない。15件の購買情報は次の通りである。

(表 42 牛購買経費等)

(単位：円)

頭数	売買価格	その他経費	運賃	保険料	合計
15	12,175,000	128,975	472,000	208,939	12,984,914
1頭当たり	811,667	8,598	31,467	13,929	865,661

なお、助成額は、消費税課税前の金額に対して計算されている。支払金額に対して助成すると考えると、消費税を含んだ額を助成するべきであるとも思えるが、消費税課税事業者であれば、消費税は売上にかかる消費税から控除できるため、購買支出額に影響しないことから、妥当と考える。

## 2) 繁殖和牛等増産対策事業

## ① 概要

繁殖和牛及び登録された乳用牛の後継牛を生産するために行う人工授精料について、50%を限度に、1回あたり2500円までを助成する制度である。1農家あたり50頭について、1頭あたり2回までとされている。

財源：市単独事業

平成30年度予算額 歳出額：1,068千円

対象 肉牛・乳牛

平成30年度の事業実施状況は次のとおりであり、対象牛に対して、平均受精回数は1.41回であり、肉牛の方がやや成功率が低くなっているが、後に記すように、件数の多い1件に異常値が見られるためと思われる。



(表 4 3 受精補助実績)

	対象頭数	対象受精回数	1頭あたり実施回数	金額	1回当たり平均	補助金
単位	頭	回		円		
肉牛	373	540	1.45	3,980,752	7,372	667,150
乳牛	257	347	1.35	1,641,040	4,729	401,500
合計	630	887	1.41	5,621,792	6,338	1,068,650

前年と比較すると次のようになる。

(表 4 4 受精補助実績前期比較)

項目	対象頭数		対象受精回数		1頭当たり実施回数		補助金	
単位	頭		回		回		千円	
年度	H29	H30	H29	H30	H29	H30	H31	H32
肉牛	418	373	617	540	1.48	1.45	768	667
乳牛	270	257	366	347	1.36	1.35	416	401
合計	688	630	983	887	1.43	1.41	1,184	1,068

## ② 監査手続き

平成30年度の事業内訳表と、収支決算書、事業実施状況報告書を照合したところ一致していた。

事業実施状況報告書と人工授精実績を照合し、助成額が授精実績に基づき計算されていることを確認した。

なお、1対象について、牛頭数が上限の50頭であり、助成回数が100のものがあつた。

人工授精実績を閲覧したところ、50頭の牛にすべて2回ずつ受精しており、また、その金額も全て5000円であつた。

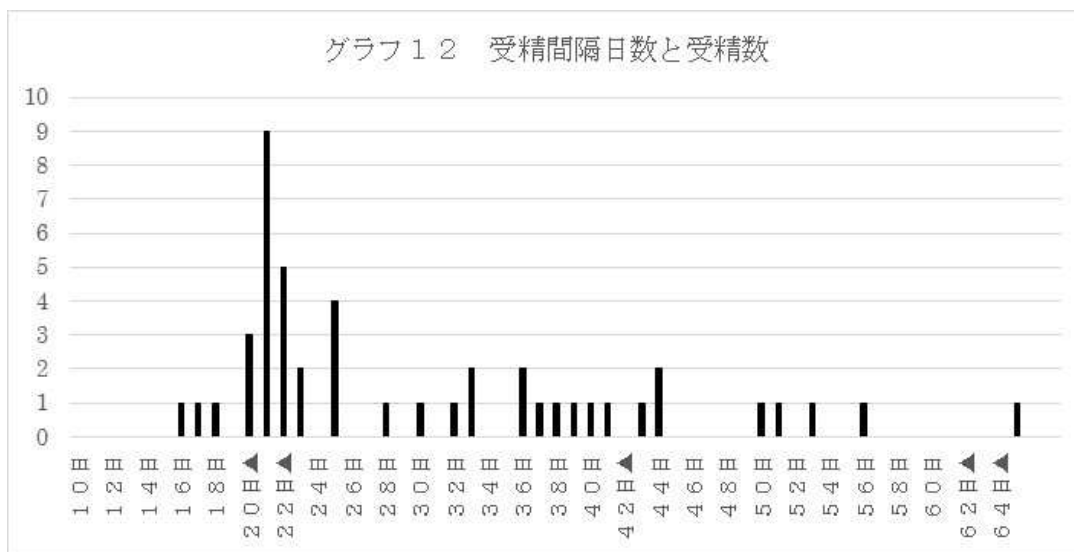
金額については、他の肉用牛受精実績を見ると、おおむね5000円を上回る金額であることから、上限の金額を記載しているものと思われるが、精子購入実績とは照合できない。実績には精液の購入金額を記載するべきである。

また、他の事業者は、1回の受精が失敗した場合、1か月程度以上空けて次の受精をしているが、この事業者は、間隔が8日から17日のものが散見される。牛の標準的な受精適期サイクルは、21日であるので、これより短い間隔の受精が頻繁に行われることにより、すべての牛が2回以上受精した記録となっていることは不自然であるといえる。

(表 4 5 受精間隔日数と受精数)

(単位：日、件)

間隔	8	9	16	17	18	20	21	22	23	25	28	30	32	33	36
数	1	1	1	1	1	3	9	5	2	4	1	1	1	2	2
間隔	37	38	39	40	41	42	43	44	50	51	53	56	63	65	
数	1	1	1	1	1	0	1	2	1	1	1	1	0	1	



市によると、この事業者は、多数の牛を飼養していることから、2回以上人工授精した牛を選んで請求していることから、全ての牛が2回以上であり、また、牛の発情周期も、牛の状態や個体差によって21周期にはならないとのことである。

金額が均一であることと併せて不自然な状況であるので、記入は正確に行うよう、指導する必要がある。

(指摘事項) 補助金支出の根拠である人工授精記録について、1者については、事業実施回数が極めて不自然であり、かつ、事業実績金額を正確に記入したものと判断することが困難である。

精液の購入金額を記入するよう指導するとともに、必要に応じ、市は購入記録と照合し、購入した本数と、受精記録が整合しているか等を確認することなどにより、事業の実績を確認する必要がある。

(意見-共通) 補助事業の実施方法及び確認方法について、再検討することが望まれる。

### 3) 優良子牛保留奨励事業

#### ① 概要

前の事業で産まれた子牛が高松の市場に出て、高松市内の農家が購入した場合に5万円を助成する事業である。

市場は偶数月に開催される。

市の職員は、市場に出る子牛のリストから、高松の農家が出す子牛をピックアップし、母牛の個体識別番号を検索して、前の事業の対象母牛かどうかを確かめる。対象牛の場合には、

同リストの父牛の名称と、事業対象の父牛の名称を確認したうえで、対象を確定する。

せり市の当日は、対象牛であることを公示したうえで、高松市の農家がせり落とした場合に5万円を支給する。

財源：市単独補助

平成30年度予算額200千円 歳出額50千円 平成31年度予算額250千円

対象 肉牛子牛

## ② 監査手続き

補助金が1件支出されている8月10日のせり市を抽出し、対象牛3頭が、繁殖牛台帳と照合されていることを確認した。

せり市に出品される子牛リストから、高松市の農家を抽出し、母牛の番号から母牛名を検索されていることを確認した。

対象としたせり市のせり数は149頭であり、そのうち対象とされた子牛は3頭であった。

他の月も、同様な頭数で推移している。

(表46 平成30年度せり実績)

せり日	せり数	該当牛数	比率 %	補助対象
2月8日	120	2	1.7	0
12月14日	133	1	0.8	0
10月12日	129	1	0.8	0
8月10日	149	3	2	1
6月8日	135	6	4.4	0
4月13日	151	1	0.7	0
合計	817	14	1.7	1

## ③ 効果

近年は、子牛価格が上昇しており、1頭あたり5万円の効果は薄れている。

当補助は平成18年から実施されている。農業協同組合の統計資料によると、平成19年の子牛の平均価格は491千円であり、今回抽出した子牛三頭の平均価格は744千円である。高松市の市場での、肉牛子牛の推移は次の通りである。

(表47 香川県家畜市場 子牛価格の推移)

(単位：千円)

項目	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
雌、去勢の平均	448	477	428	332	321	362	352	439	479	541	676	736	692
市場活性化補助対象	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	787	773	802
黒毛和種	—	—	—	—	—	—	—	—	—	761	711	749	733

平成18年から比べると、価格は約1.55倍になっている。補助対象の牛は、平成30年の合計の価格が下がる中でも上がっている。

また、前の事業の対象牛630頭に比べ、せり市に出された数は年間でも14頭と少ない。少ない理由は、産まれた牛が高松市内にとどまったのか、県外を含む市外に出荷されたのか、

については不明であるが、当事業により、前の事業により産まれた牛が市内にとどまる効果が高まるとは考えにくい。また、補助対象子牛の抽出作業に、せりの都度、1日以上の時間を要しているが、結果的に補助対象は年間10件程度である。

(意見・共通) 補助・委託事務の実施方法等について、再検討することが望まれる。

当事業については、補助事業自体の継続についても、検討が必要な状況といえる。継続する場合でも、事務の手数を減少させる工夫が必要と思われる。



#### 4) 畜産共進会

##### ① 概要

畜産共進会は、「家畜の改良の度合いを検討し、資質能力の高い家畜の改良増殖及び効率的な飼養管理技術を取得することにより、畜産経営の安定的発展と畜産の振興を図ることを目的として開催される」とされている。

この事業は、平成30年度であれば11名の審査員と、4名の補助員が、分担して各農家を巡回して審査を行う。このため、農家の飼育状況を含めて審査される。高松市農林水産課の職員3名も補助員として同行している。

また、この共進会は、香川県共進会の予選とされる。

財源：市単独

対象 豚・肉牛・乳牛

##### ② 監査手続き

平成30年度につき、収支決算、及び事業報告に基づいて補助されていることを確認した。収支決算は次の通りである。

(表 4 8 共進会収支)			(単位：円)		
	予算	決算		予算	決算
高松市補助金	300,000	300,000	会議費	35,000	32,504
他団体負担金	330,000	330,000	報償費	15,000	0
繰越金	56,209	56,209	消耗品費	327,000	302,994
雑収入	791	1	輸送費	300,000	298,500
			その他経費	10,000	4,876
合計	687,000	686,210	合計	687,000	638,874

### 5) 高松市枝肉共励会事業

#### ① 概要

枝肉の評価会開催費用を助成している。

前に記した事業は、生体の評価会であり、香川県地区の予選を兼ねて実施されているが、当事業は枝肉を出品するため、評価後に売却される。

財源：市単独補助

平成30年度予算額190千円 歳出額190千円 平成31年度予算額190千円

対象 肉牛

#### ② 監査手続き

平成30年度につき、収支決算、及び事業報告に基づいて補助されていることを確認した。

収支決算は次の通りである。

(表 4 9 枝肉共励会収支) (単位：円)

収入科目	予算	決算	支出科目	予算	決算
高松市補助金	95,000	95,000	会議費	45,000	25,814
生産者賦課金	100,000	75,000	報償費	71,000	61,000
畜産振興協議 会負担金	25,000	35,849	購買者楯代等	85,000	69,564
			審査員謝礼金	15,000	15,000
			役務費	0	4,838
			雑費	4,000	29,633
合計	220,000	205,849	合計	220,000	205,849

#### ③ 効果

当事業は、県でも実施されているが、生体を評価する前事業と異なり、別の枝肉を出品し、その都度売却される。

また、県の共励会と近接していることなどから、高松市でも、今後の開催方法は検討中とのことである。

(意見・共通) 補助・委託事務の実施方法等について、再検討することが望まれる。

事業の効果と事務の作業量などを比較し、今後の事業の実施方法について、検討することが望まれる。

## 6) 高松市畜産振興協議会補助金

### ① 概要

畜産振興を目的とし、関連団体で構成する協議会の運営費を補助する。

財源：市単独補助

平成30年度歳出額：328千円

対象 畜産団体

### ② 監査手続き

団体の活動報告及び収支報告が行われ、内容検討の後、補助金が支出されていることを確認した。収支は次の通りである。

市が高松市畜産振興協議会に支出した補助金326千円の一部で、市の別の補助事業である高松市枝肉共励会事業に補助した形になっているが、これは共励会事業の収支が他の事業に混入しないため、とのことである。少額でもあり、毎年精算されていることも確認されている。

(表50 振興協議会収支)

(単位：円)

収入科目	予算	決算	支出科目	予算	決算
高松市補助金	326,000	326,000	報償費	25,000	0
他団体負担金	326,000	326,000	研修費	330,000	289,177
繰越金	9,307	9,307	事業費	250,000	300,930
雑収入	693	3	負担金 ※	50,000	46,440
			その他経費	7,000	10,842
			繰越金		13,921
合計	662,000	661,310	合計	662,000	661,310

※印負担金の一部は、高松市枝肉共励会事業の35,849円であり、市の補助金がまた重ねて市の補助事業の負担金として支出されている。

## 7) 香川県畜産協会負担金(畜産協会会費)

香川県内の市町、農業関係団体、畜産関連団体など30団体を会員とする公益法人香川県畜産協会の年会費である。

平成30年度の会費合計は12,791千円であり、高松市の会費は220千円である。

高松市の支出額と、当団体事業報告の会費一覧が一致することを確認した。

当団体は、畜産の経営支援、畜産の価格差補填、家畜の生産衛生に関する事業、畜産及び畜産物の普及啓発に関する事業という4分類される公益事業と、生乳検査などの受託事業を収益事業として実施している。

各都道府県に置かれる団体である。

財源：市単独事業

平成30年度予算額220千円 歳出額220千円 平成31年度予算額220千円

## 8) 薬品の購入及び配送

### ① 概要

家畜の法定伝染病対策として、消毒に用いる薬品を購入し、農家に配布する事業である。

飼養数にかかわらず、年間1袋を配っている。なお、畜産協議会が同事業業者で同量を配布していることから、畜産協議会の委託業者がそれをあわせて配布している。

従来、市の職員が一軒一軒配っていたところ、畜産協議会の事業に合わせることで、事務の手間を省力できたところである。

なお、現在配布している量は、小規模農家でも、年間使用量のごく一部との事である。

平成30年度歳出額119千円

対象 市内の畜産農家

### ② 監査手続

薬品の購入手続きについて、3者による見積もり合わせが実施されており、安価な見積り先に発注されていることを確認した。

(意見・共通) 補助・委託事務の実施方法等について、再検討することが望まれる。

当事業について、継続の有無を検討し、実施する場合でも、同種の事業を実施している協議会に委託することについて、検討が望まれる。

## 9) 家畜伝染病予防事業

### ① 概要

市内の農業協同組合が実施する特定の予防注射について、事業費の30パーセントを上限として補助を行う。

香川県全体が単一農協となっているため、高松市の補助先もJA香川県一社である。

平成30年度予算額1,615千円 歳出額1,597千円

平成31年度予算額1,472千円

対象 JA香川県（が予防接種を行う豚、肉牛、乳牛）

当事業の実施要領には、事業の内容として

乳牛結核病、ブルセラ病検査

アカバネ病・イバラギ病予防注射

3種混合・4種混合予防注射

牛流行熱・大腸菌症・牛RSウイルス予防注射

及び「その他市長が認める検査・予防注射」とされている。

列記されている注射のうち、アカバネ病、大腸菌症に該当する項目はなく、列記されていないものも多く採用されている。

(表5-1 牛予防注射)

(単位：円)

種別	牛異常産3種混合	牛異常産4種混合	イバラキ病	牛流行熱・イバラキ病	5種混合生	牛5種混合不活化	牛下痢5種混合
単価	1,955	2,060	771	926	2,006	1,903	2,448
協会単価	1,955	2,060	771	926	2,006	1,903	2,448
補助額	19,499	673,316	128,128	0	148,775	2,052	107,580
種別	牛クロストリジウム・ボツリヌス感染症	牛コロナ	牛IBRP13混合	TSV-2	牛6種混合	キャトルウインBO2	
単価	1,440	1,132	1,320	1,285	2,365	1,440	
協会単価	1,440	1,132	1,320	-	2,365	1,440	
補助額	246,380	0	1,780	0	0	0	

(表5-2 健康注射)

(単位：円)

種別	ブルセラ病	結核病	ヨーネ病
単価	1,955	2,060	771
協会単価	-	-	-
補助額	59,940	5,913	170,016

(表5-3 豚予防注射)

(単位：円)

種別	豚丹毒・ヘモ	豚日本脳炎	ARBP	豚日本脳炎・パルボゲタ混合
単価	200	700	350	500
協会単価	-	700	-	1,440
補助額	27,000	0	0	6,750

(意見・共通) 補助・委託事務の実施方法等について、再検討することが望まれる。

実施する予防注射について、毎年承認する手続きをとるか、あるいは、要綱の対象についての記載方法を、例えば農業協同組合が必要として実施するもの、などと変更することが望まれる。

## ② 監査手続き

平成30年度の交付決定通知と、JA香川県が作成した事業実施内訳書の補助額が一致していることを確認した。

事業実施内訳書と、地区ごとに農家ごとの実施数を集計した事業実施状況の合計が一致することを確認した。

補助額が規定に沿って計算されていることを確認した。

予防事業内訳書の単価について、香川県畜産協会の予防接種手数料一覧と照合したところ、牛の一部、及び豚については一致しなかった。この理由は不明であるが、豚については、



協会の手数料よりも高いものはなかった。

#### 10) 酪農収益力強化整備特別事業

##### ① 概要

当事業は、酪農農家の設備投資のうち、補助対象となる投資の半額を補助するものである。財源は100%国庫であり、香川県を通して高松市から対象農家に補助されたものである。

金額は他の事業と比べ多額であるが、市の負担を伴わない単発の事業である。

財源：国費100%

歳出額：113,342千円

##### ② 監査手続き

補助事業実績報告書が、事業費内訳と合致していることを確認した。

写真等が添付され、事業が終了したことを確認のうえ、支出されたことを確認した。

当補助は、消費税抜きで値引等按分後の総事業費228,008千円の半額、114,004千円以内とされている。支出額は113,342千円であり、その範囲内である。

## 7 動物の死体

### (1) 概要

#### 1) 飼育動物

動物の死体に関して、特別に対応する法令はない。自宅で飼養しているペットが亡くなった場合、自宅に埋葬することは可能であるが、集合住宅が増えており、都心部では、埋葬する場所も減っている。動物の死体は、自己で所有する土地以外の場所に埋設することも、違法投棄に該当する。

市が扱っている死体の処理方法は、火葬と一般廃棄物として処理するという二つの方法がある。

#### 2) 家畜

牛や豚などの家畜が死亡すると、病気の有無を確認することが求められ、病畜と判断されると、特別な処理を求められる。これらは、県の施設で焼却するか、移送が困難な場合などは、育成者の土地に埋設される。

また、と畜された家畜については、肥料に加工する業者に、委託費を支払って処理を委託する。

#### 3) 野犬、野猫、野生動物

市内の市役所が管理する場所で、動物の死体が発見され、市民から通報されると、市の環境業務を行う部署で、一般廃棄物として収集する。

県道、国道などの市役所が管理する場所以外の死体については、それぞれの管理者が対応する。

保健所で保護され、死亡したり、殺処分された犬猫は、香川県の施設で焼却される。

農林水産課等が駆除した野生動物についても、一般廃棄物焼却施設である西部クリーンセンターまたは南部クリーンセンターに持ち込んで焼却する。ただし、1.3mを超える大型のイノシシは焼却できない。今のところ、処理できない大型のイノシシは捕獲されていないが、もし捕獲した場合には、職員が切断するなどの処理が必要となる。

野生動物の項に記載したように、野生動物の食用利用は、持続可能な捕獲を行うための課題であり、市で捕獲したものについても、食用利用の可能な場合は、食用とすることが望ましい。そうでない場合は、家畜と同様に、委託料は必要であるものの、肥料への転用を行うなど、生命を無駄にしないような工夫をすることが望まれる。

以上の中で、市が関与する動物の死体の処理件数の推移は次の通りである。

(表 5 4 動物の死体処理数等)

項目	H26	H27	H28	H29	H30
西部クリーンセンター※	132	130	143	169	162
南部クリーンセンター※	6	11	12	19	16
収集	1,946	1,946	1,946	1,946	1,946
廃棄物処理小計	2084	141	156	190	2,127
火葬(やすらぎ苑)	788	760	756	724	774
小計	926	901	914	915	2,901
殺処分	1,164	1,043	879	844	917
うち犬	485	485	392	381	510
うち猫	679	558	487	463	407
国・県へ連絡					128

※直接持ち込み分のみ。

## (2) 事務

### 1) 火葬

#### ① 概要

高松市は、香川町にある火葬施設である、やすらぎ苑に設置された動物炉により、火葬を行っている。

市には、やすらぎ苑のほか、旧高松市、旧牟礼町、旧庵治町で設置した3つの火葬施設があるが、動物炉を設置しているのはやすらぎ苑のみである。

それぞれの火葬施設での火葬実績は次の通りである。

(表 5 5 火葬実績)

		H25	H26	H27	H28	H29	H30
人体	斎場公園	3,703	3,729	3,774	3,955	3,847	3,997
	牟礼斎場	73	75	49	56	55	36
	庵治斎場	59	62	60	43	45	47
	やすらぎ苑	322	338	319	316	340	336
	合計	4,157	4,204	4,202	4,370	4,287	4,416
動物	やすらぎ苑	747	788	760	756	724	774

やすらぎ苑での火葬数自体は、動物の方が多い。人体については、旧高松市の斎場公園が全市をカバーしているため、当施設では旧香川町、塩江町、香南町の住民に限定している一

方、動物については、全市のほか、他市町からも受け入れているためである。

なお、動物炉は別棟に設置されており、動物の死体が人の火葬等に使用する施設に持ち込まれないよう配慮されている。



動物炉の別棟



動物炉内部



火葬後の灰の保管庫

## ② 運営

やすらぎ苑は、指定管理により運営されている。指定管理者は、公募によって選定されるが、特殊な業務であることなどから、応募者数は多くはない。平成25年度の応募のみ複数であったが、継続して同一の者が指定管理者となっている。

斎場費及び指定管理料の推移は次の通りである。

(表 5 6 斎場経費推移)

(単位:千円)

	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9
斎場費	297,511	321,493	245,773	237,292	239,010
斎場費 工事請負費控除	220,341	230,581	245,773	235,014	238,833
人件費	78,941	82,906	86,004	89,491	91,970
需用費	61,249	64,692	52,764	45,406	42,726
委託料	55,019	56,321	68,459	66,519	74,095
工事請負費	77,170	90,911	0	2,278	177
負担金、補助及び交付金	12,733	12,687	12,331	12,313	10,923
やすらぎ苑指定管理料		30,636	30,636	30,636	30,754

## ③ 手続き

やすらぎ苑の使用方法などは、高松市のホームページに掲載されているが、申込は全て電話連絡によっている。使用料や使用の流れについて作成された配布資料が作成され、やすらぎ苑に備えられているが、実際に使用するうえでの注意事項などは、個別の動物の状況によっても異なり、詳細には記載されていない。

このため、火葬を希望する者が、電話により予約を行う際に、指定管理者は、手続きや注意事項について説明を行う。

- ・電話による予約の受付記入表を閲覧し、記入内容を確認した。

- ・申込み日を記入する様式にはなっていなかったが、時間が重ならないよう管理するための表であるため、申込日の記入は必要がない、とのことであった。また、死体が傷むため、予約から多くの時間を経ずに持ち込まれるとのことである。

## ④ 使用料

火葬に先立ち、持ち込み者は、次の使用料を現金で支払う。支払後に火葬するため、未収入金は発生しない。

収骨する場合には、持込者は待合室などで待機し、炉から取り出した骨の一部を拾って持ち帰る。収骨しない場合には、死体を引き取り、冷凍庫に収納した後、一定の重量に達したと考えられた都度に火葬する。

(表 5 7 手数料)

(単位:円)

	2019. 9. 30 まで		2019. 10. 1 より	
	市内	市外	市内	市外
収骨する	15,420	36,000	15,700	36,660
収骨しない	10,280	30,840	10,470	31,410

平成30年度の内訳は次のとおりである。

(表58 平成30年度処理数)

(単位：件)

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
人体	29	22	25	24	31	21	29	31	32	37	29	26	336
動物冷凍	27	27	23	34	32	20	26	30	46	48	35	39	387
動物収骨	27	33	32	34	36	28	37	39	31	34	26	30	387
動物小計	54	60	55	68	68	48	63	69	77	82	61	69	774
計	83	82	80	92	99	69	92	100	109	119	90	95	1,110

持込者の住所は、免許書等の証明書で確認する。飼い主と持ち込み者が異なる場合には、飼い主の証明書類のコピーを持参してもらう。他市の住民が、高松市の親せきなどの証明書コピーを持参したとしても、チェックする方法はない。このように、実際に飼っていた者が高松市民かどうかの確認は困難である。

犬については、狂犬病予防法にもとづき、狂犬病予防接種を受けることが義務付けられており、最初にこの予防接種を受けるときに、登録が行われる。

狂犬病予防法のほか、動物愛護法に基づく事務を行う高松市の他部署では、動物の所有者明示を目標としており、犬や猫など使用動物へのマイクロチップの装着を推奨している。

飼養動物の項に記載しているように、他の中核市に比べ、犬の殺処分数が突出して多く、飼養動物の殺処分数を減少させることは高松市および香川県の大きな課題とされている。

犬の登録料として市が収納する金額は3千円であるが、マイクロチップの装着にはそれ以上の費用を要する。使用料の設定にあたっては、正規に登録された犬や、マイクロチップを装着している飼養動物を優遇することなど、市の他の政策にも合致するような使用料について、他部署とも協議のうえ、決定することが望ましい。

(意見 共通) 動物の火葬の使用料について、再検討することが望まれる。

記録類から平成31年2月を抽出し、次の照合を行った。

- ・業務日報と使用申請書とを照合し、条例どおりの金額が記載されている事を確認した。(2月のうち5日分)
- ・使用申請と指定管理者からの入金票とを照合し、申請書どおりに入金されている事を確認した。(2月のうち5日分)
- ・炉の使用実績と、日報が一致することを確認した。
- ・収骨しない動物の死体の冷蔵庫への受け払い表と、炉の使用実績、日報が一致することを確認した。

以上の手続きの結果、各資料は整合していた。

民間の動物対象の火葬事業者は、動物の重量別に行っているところが多いとのことであり、

ホームページから確認できた県内民間事業者の使用料は次のとおりである。

民間事業者は、埋葬まで行ったり、読経や引取などのサービスを行うこともあるので、料金水準は一概に比較できないが、燃料費は重量によって変動するため、重量ごとに料金設定すること納得できるものである。

(表 59 ケース 1)

重 (目安)	個別火葬	合同火葬
小動物	13,000 円	
5kg 以内	17,000 円	15,000 円
10 kg	22,000 円	20,000 円
15kg	27,000 円	25,000 円
25kg	37,000 円	35,000 円
35kg	47,000 円	45,000 円

(表 60 ケース 2)

分(体重)	お引取り (火葬+埋葬)	個別火葬 (お立会いお骨上げ無し)	個別火葬 (お立会いお骨上げ 有り)
極小動物	8,500 円～	14,000 円～	16,000 円～
2kg 未満	14,000 円～	17,000 円～	19,000 円～
2～5kg	17,000 円～	20,000 円～	22,000 円～
(中 略)			
30～35kg	45,000 円～	48,000 円～	50,000 円～
35～40kg	51,000 円～	54,000 円～	56,000 円～
40kg 以上	57,000 円～	60,000 円～	62,000 円～

(意見ー共通) 動物の火葬の使用料について、再検討することが望まれる。

高松市においても、動物の火葬に関して、重さ別に使用料を定めることについて、検討することが望まれる。

但し、同種の施設を持つ観音寺市では、市内の利用者については高松市やすらぎ苑と同額であり、市外者については 41,140 円と、高松市より高めに設定されている。

(表 6 1 他市比較)

	収骨あり 市内	収骨あり 市外	収骨なし 市内	収骨なし 市外	運営主体
やすらぎ苑	15,420	36,000	10,280	30,840	高松市
燧望苑	10,280	41,140	10,280	41,140	観音寺市
しずかの里	15,000	45,000	10,000	40,000	三木・長尾
さぬき斎場	15,000	45,000	10,000	40,000	さぬき市
大内斎苑	20,000	50,000	10,000	40,000	東かがわ市

また、指定管理者によると、持ち込まれる死体はきれいなものばかりではなく、箱などの入れ物に入れられており、重さを量る事は困難とのことであったが、持ち込まれた入れ物ごと計量することで足りると思われる。

「ペットが死んだ時」でネット検索すると、どのような手順で死体を扱う事が適当か、記載されている。また、日を経ると、どのようなになるのかについても記載されている。

(意見一再掲) (意見一共通) 動物愛護及び狂犬病予防に関する事務について、動物愛護担当課は、高松市の関連部署とも情報共有して事務を行うことが望まれる。

市民に対しては、他部署で行う事務に関する事項についても、動物愛護担当課の管理するホームページに、まとめて掲載することが望まれる。

飼っていた動物が亡くなった場合、家庭でどのように対応し、火葬を希望する場合はどのように準備するとよいのか、記載した資料を配布することについて、検討が望まれる。

また、それについては、動物愛護を担当する部署で、ホームページに掲載することなどにより周知することが望まれる。

#### ④ 運営費

年間の実際に発生した経費については、指定管理者から市に報告される。

しかし、動物に関する経費を区分して管理しているものは、焼却に使用した燃料の量のみである。

(監査手続き)

・平成30年度の燃料使用量と月次で作成される燃料管理表とを照合したところ、一致していた。

平成30年度の人にかかる燃料は11,521.06リットル、動物は9,027.15リットルである。

燃料から見ると、件数の多い動物は、全体の約44%を占める。

人の火葬により手間がかかる事は容易に推測できることから、仮に44%に0.8をかけると、その割合は約35%となる。年間の管理料に掛けるとその金額は10,861千円で



あり、動物の火葬 774 件の 1 件当たりの金額を計算すると、14,033 円となる。

ただし、この金額には施設の建設費が算入されていない。

当初の建設費は次のとおりである。炉について、耐用年数は短い、前に記したとおり、修理すれば半永久的に使える、ということであるので、建物の耐用年数に合わせて計算している。建物の耐用年数は、と畜場などの 38 年を採用した。

これによると、1 体あたりの焼却に要する経費は約 2 万円となる。

(表 6 2 処理費用試算)

項目	取得費	耐用年数	年間経費	÷ 774
単位	円	年	円	円
炉建物建設費	12,083,880	38	317,997	411
動物炉建設費	161,349,500	38	4,246,039	5,486
計	173,433,380	38	4,564,036	5,897
項目	30 年度経費		動物炉運営費	÷ 774
運営経費	31,032,758	×35%	10,861,465	14,033
合計	-	-	15,425,502	19,930

(意見－共通) 動物の火葬の使用料について、再検討することが望まれる。

動物の火葬について、公費を使って優遇をすること自体に、動物を飼っていない市民から見ると不公平感を感じることもあると思われる。

一方で、動物愛護法は、「国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資する」ことを目的としており、高松市でも法の目的に沿った施策を実施している。また、飼養動物の火葬件数は、増加傾向にあるとのことである。

市の他部署の政策とあわせ、どの程度の市費負担が適当であるのか、ペットの火葬を市で実施する目的を含め、使用料の水準、定め方について、再度検討することが望まれる。

## 2) 一般廃棄物

### ① 飼育動物

飼い主から収集を依頼されると、市の軽トラックで収集に向かう。引取り後は、ごみ処理施設に運び、他の可燃廃棄物とともに焼却する。

市のごみ処理施設に直接持ち込むこともできる。

それぞれの手数料は、令和元年 8 月時点で収集 1,520 円、持込みで 600 円である。

この金額については、少なくとも平成 10 年以降、改定されていない。

なお、一般廃棄物として他のごみと同様に市の指定収集袋に入れ、所定の集積場に出されていた場合には、市は収集しない。

② 野犬、野良猫、野生動物など

これらは、発見者の通報により、無料で収集する。通常は軽トラックを用いるが、イノシシなど重量の重いものについては、2トントラックを使用する。

③ 処理数

平成30年度の処理実績は次のとおりである。

(表63 処理実績)

(単位:件)

項目	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
受付	総件数	127	170	207	249	191	192	231	166	145	138	136	138	2,090
管理外分 ※	受付	9	10	7	20	14	10	10	8	6	9	13	12	128
市・その他	収集	112	150	184	212	167	164	206	148	127	119	113	119	1,821
未対応		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
取り消し等		6	10	16	17	10	18	15	10	12	10	10	7	141

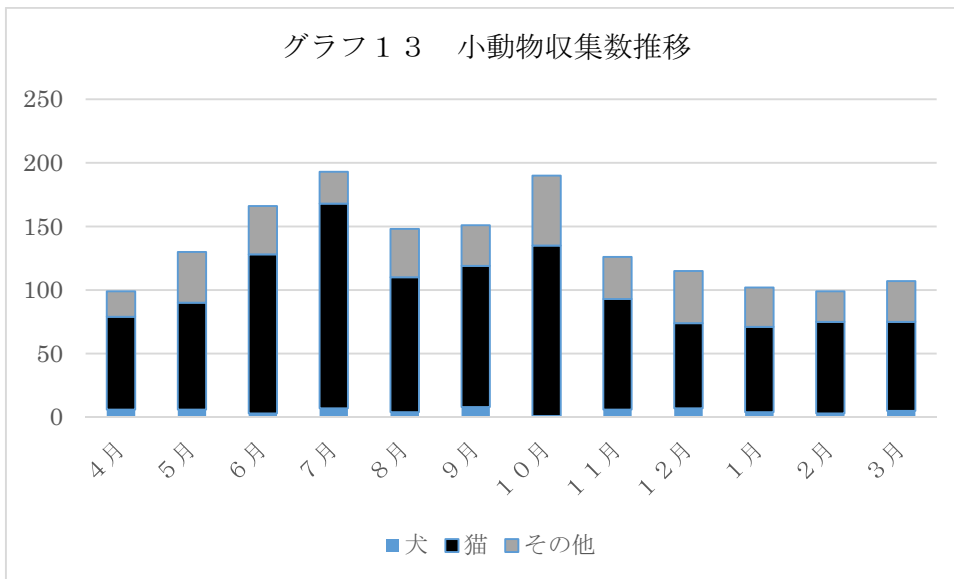
※国道、県道など高松市管理外の収集依頼について、管理者に連絡したもの。

平成30年度の種別の収集実績は次のとおりで、いずれの時期でも、猫の比率が高い。

(表64 種別収集実績)

(単位:件)

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
犬	6	6	3	7	4	8	1	6	7	4	3	5	60
猫	73	84	125	161	106	111	134	87	67	67	72	70	1,157
その他	20	40	38	25	38	32	55	33	41	31	24	32	409
合計	99	130	166	193	148	151	190	126	115	102	99	107	1,626



④ 周辺自治体との比較（飼い主からの収集）

（表 6 5 他自治体比較）

	引取り方法	収集料金	持ち込み料金
高松市	軽トラックで回収する	1,520 円	一体 600 円
坂出市	市の指定収集袋に入れる	収集袋代金	焼却施設が事務組合のため該当なし
丸亀市	パッカー車で回収する	400 円	一般ごみと同じ 10 キロ 100 円
さぬき市	委託業者へ連絡し、回収する。	委託業者へ 1 頭 13,000 円ぐらい	1 頭 10,000 円 / 40,000 円 (管内 / 管外)
三木町	現地へ職員が向かい、火葬場へ運ぶ。	道路等での回収は無料	1 頭 10,000 円 / 40,000 円 (管内 / 管外)

さぬき市、三木町では、一般ごみと一緒に焼却処理せず、全ての動物の死体を火葬にしていると思われる。

⑤ 収集手続き

収集に関する手続きは次のとおりである

- ・市民からの連絡→収集場所、状態などの内容を確認する
- ・収集指示書を作成し、収集を指示する
- ・収集者は、回収結果を指示書に記入し、報告する。有料の場合は、領収書を発行し、控えと現金を管理係員に渡す。
- ・管理係員は、現金と指示書、領収書控えを照合し、翌日、市の指定口座に入金する。

・回収結果についての日報を作成する。

回収指示書はシステムにより作成され、毎日回収先一覧表が出力される。収集に行っても、通報された死体のない場合もあり、その場合は一覧表にて入力し、個数を減らす。

(監査手続き)

平成31年4月を抽出し、

・収納日報、指示書が整合している事を確認した。

・有償回収について、収納日報、指示書、領収書の控え、市の指定口座への入金額が一致している事を確認した。

4月の収集実績は次のとおりである。

(表66 4月収取実績)

(単位：体)

飼い			市道・その他				計
犬	猫	小計	犬	猫	その他	小計	
8	9	17	2	75	33	110	127

なお、その他の内訳は次のとおりであった。

(表67 その他内訳)

たぬき	鳥	いたち	不明	イノシシ	ハクビシン
9	12	2	7	2	1

なお、指示書に、毛の色や長さ、体の大きさなどメモしているものがあつた。その理由を聞いたところ、飼い猫などが行方不明になった飼い主からの問合せがあるため、それに対応するために記録している、とのことであり、問合せがあつた場合、いつ頃どのあたりでいなくなったのか聞いて、指示書をめくって確認するとのことである。

ただし、多くの動物は、悲惨な状態で収集されるため、収集の際に死体を確認した瞬間の記憶により、記載しているとのことである。

(意見ー共通) 動物愛護及び狂犬病予防に関する事務について、動物愛護担当課は、高松市の関連部署とも情報共有して事務を行うことが望まれる。

市民に対しては、他部署で行う事務に関する事項についても、動物愛護担当課の管理するホームページに、まとめて掲載することが望まれる。

現在は、飼養者は、動物愛護担当部署、廃棄物収集担当部署に別途連絡して確認しているが、市に関してはワンストップで確認できる状況にすることが望まれる。

また、ホームページには、「ペットがいなくなったとき」について、どうすればよいか、まとめて掲載することが望まれる。